

衆議院 外務委員会 議 録 第二一 号

平成四年二月二十六日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 麻生 太郎君

理事 新井 将敏君

理事 浜野 剛君

理事 宮里 松正君

理事 土井たか子君

理事 唐沢俊二郎君

理事 古賀 一成君

理事 松浦 昭君

理事 五十嵐広三君

理事 伊藤 茂君

理事 川島 實君

理事 神崎 武法君

理事 古堅 実吉君

出席國務大臣

外務大臣 渡辺美智雄君

出席府委員

防衛施設庁長官 萩野 貴一君

外務政務次官 柿澤 弘治君

外務省アジア局長 谷野作太郎君

外務省北米局長 佐藤 行雄君

外務省欧亜局長 兵藤 長雄君

外務省経済局長 小倉 和夫君

外務省経済協力局長 川上 隆朗君

外務省条約局長 柳井 俊二君

外務省国際連合局長 丹波 實君

外務省情報調査局長 鈴木 勝也君

委員外の出席者

環境庁自然保護 菊地 邦雄君
局野生生物課長
環境庁水質保全 小澤 三宜君
局企画課長
労働省労働基準 下田 智久君
局安全衛生部
衛生課長
外務委員会調査 市岡 克博君
室長

本日の会議に付した案件
旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出第二
三号)
国際情勢に関する件

○麻生委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。松浦昭君。

○松浦(昭)委員 私は、このたび外務委員会に所
属することとなりました松浦昭でございます。ど
うかよろしく願ひ申し上げます。

承るところによりますと、当委員会が外交問題
一般につきまして御討議をなさいますのは半年ぶ
りということをお伺いしております。また、渡辺外
務大臣に初の御質問をいたすことになりましたし、
激動する国際情勢につきまして一番手で御質問を
させていただきますので、かつて大臣のもとで働
かせていただきました者といえし、いれども大変光
榮に存じているところでございます。どうかよろ
しく願ひ申し上げます。

さて、申すまでもなく、世界は百年に一度ある
かないかというような大激動の時期にございま
す。まさか崩れることがあるまいと思っております
したベルリンの壁がドイツ民衆の手によって打ち

こばれました。また、昨年十二月には東西両陣
営の一方の雄でありましたソ連邦が消滅するとい
う事態にもなりました。ロシア革命以来七十余年
の共産主義というものがロシアから姿を消したわ
けでございます。また、このことは戦後四十六年、
東西の冷戦構造という形の中で人類の頭にグモク
レスの剣のごとくのかかっておりました対立を
取り除きまして、戦争という悲劇を起こさない状
態で民主主義の勝利が確定したということは非常
に意義のあることだと思ふ次第でございます。

しかし、同時に世界はまさに流動の時期にござ
います。東側の地域におきましても、計画経済の
残しましたいわゆる経済の破綻が大きなものがご
ざいます。またアジアを初めとする多くの地域
は、今後このヨーロッパに起きた変動をどう
受けとめていくか、その行方が非常に不明な状態
でもございます。

また、アメリカを初めとする西側の陣営につき
ましても、突如生じた東側陣営の崩壊という
事態に対処いたしました。その処方せんが完全に
書けてはいないというふうな気もいたしますし、
国連もまた十分な機能を果たす状態にはなってお
りません。

このような世界の激動の時期に当たりまして、
世界第二の経済大国となった我が国が世界の平和
と安定に寄与するということは非常に大きな使命
でありまして、また我が国一国をとりまして、
平和と安全を図る上で外交のかじ取りということ
が非常に大切な時期に入っていると思うのでござ
います。

このような時期に当たりまして、どのような基
本姿勢で御臨みになるのか、外務大臣の御所見を
承りたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 今松浦委員からお話があり
ましたように、本日に予断を許さない激動の、不
確定性の時代だと言つて差し支えないと存じま
す。十年前に今のような世界情勢になると考えた
人は恐らく一人もいなかったんじゃないか。私も
その一人でございます。

ソ連が崩壊をして共産主義をやめて市場経済に
移行して、民主主義、自由、人権、そういうような
社会制度をとるということになったことは大変喜
ばしいし、米ソの間で緊張の地下になつておつた
いろいろな核兵器についても、大陸間弾道弾の削
減あるいは中距離核ミサイルの全廃、それから、
ひいては戦術核の廃止という方向に将来向かつて
いこうという話し合いが始まり、一部実現をされ
た、大変これは喜ばしいことだと我々は思います。
したがって、この喜ばしいこと、希望することは、
これはどこまでも我々としては平和国家日本とし
て助言もし支援もし推し進めていくというふうな
世界平和のために貢献するということは、一つの
大きな外交の柱でございます。

しかしながら、それと同時に世界が非常に、ば
らばらの国が幾つもできてくるということにな
ると、それが民族的な対立、宗教的な対立、こうい
うことになって大きな枠組みでのコントロールがき
かなくなつて、一方地域紛争があつちもこつちも
起る危険性がないとは言えないわけでございます。
ですから、それをどうして未然に防止していくか
ということでございます。これは一国だけでどうい
うことができるかわけです。これは、やはり国
連というものの見直し、国連の原点に返つた、こ
の時代に合ったような国連というものを、つくり、
それを強化をして世界の平和維持に当たつてい
く。

そのために日本はどういう貢献ができるのか。
日本は今言つたように経済大国だと言われている
わけでございますので、やはり一国だけの繁栄と

いうものは長続きいたしません。今や世界は一つでありますから、一つになりつつあるわけであり、それから、それらの発展途上国を自立、自活できるようにしむけていって、貧困をなくすあるいは病気をなくすというように、貧困をなくす、病気をなくすということに対する経済協力を、これは欠くべからざるものである。そのよう

その他、環境の問題等におきましても、今や一
国だけでいうのではなくて、地球はちっちゃく
なつてしまつて、多くの開発、工業化が進むとい
うと、野方図にやられればそれは世界環境に影響
するし、森林の、アマゾンの伐採その他も含めま
して、そういうような環境問題というものも、こ
れは一国だけではなかなかうまくいかないからや
はり全世界的なものとしてとらえていかなければ
ならぬ。日本は環境面についてはある程度のリー
ダーシップがとれるという経験と立場にございま
すので、これらも大いに貢献していかなければな
らぬ。

また、一千七百万と言われる世界の難民問題、そういうような問題もこれは世界的な問題でありますし、麻薬の問題も、ただ入ってくるのを防止するといふだけではなかなか後を絶たないわけで、それから、これらも世界的な問題でありますので、そういうような問題等について我々は憲法の精神に従つて大いに今後貢献をしていきたい。

そのためにはまず何といつても日本自身の経済の繁栄を持続させる、これが基本でありまして、なかなか厄介な問題が幾つもございますが、日本の経済がおかしくなれば日本がおかしくなるといふことで、日本から経済を引いたら何も残らぬと言われても、全くそう言われればそうかも知らぬものなと思ふところでございますので、国内問題もやはりしつかりしていくことが世界に対する貢献だ、さように考えております。

○松浦(昭)委員 大変ありがとうございました。

いろいろお尋ねいたしたいことがございますが、何分時間が制約されておりますので、激動の目でございます旧ソ連邦、今ではC I S、独立国家共同体と言っているのではないかと思います、この点に絞ってお伺いしたいと思います。

ゴルバチョフ大統領がペレストロイカあるいはグラスノスチ路線を推進いたしました旧ソ連邦の民主化と市場経済への移行を果たしていったということは特筆すべきことであったと思いますが、昨年八月に生じたクーデターを経ましてエリツィン政権が誕生いたしましたして、一方では民族独立のいのちバルト三国等の独立、また残った共和国による独立国家共同体というものが発足をいたしましたところでございます。

しかし、この間ツ連経済は非常に悪化の一途をたどっておりまして、特に端的に、ルーブルの価値が大幅に下落するとか、あるいは流通段階の不備もありまして物資が不足する、また本年一月実施しました価格の自由化にいたしましても必ずしも生産の刺激になっていないのではないかと言われておるわけでございまして、資金と物価の悪循環ということも懸念されているわけでございします。

また一方、旧ツァーリズムと申しますか、その時代に、あるいはスターリンの独裁時代に行われましたロシアへの各国の併合といったような状態で、これらの国々が次々と独立をいたしましたし、また旧ソ連邦から離れていっただけではなくて、CISにとどまりました諸国につきましても、例えばウクライナというような国は独自の軍隊あるいは独自の通貨を要求するということになっておりまして、これも将来は独立をしていくようなことになるのではないかとというふうに言われているわけです。

このような状況の中にありまして軍の方はどうかと申しますと、統一軍と共和国に帰属する軍隊とに分かれてきたわけでございますが、やはり黒海の艦隊のウクライナ帰属という問題等いろいろ

な問題もございますし、また一昨日のテレビでございましてか放映を見ておりましたら、キエフ近郊の戦略爆撃機の師団が、一体ウクライナ軍に入るのか、それとも統一軍に入るのかということで大激論を闘わせているというような非常に動揺した状況でございます。また一方で、中堅軍人を中心といいたしました五万人集会というようなものも見させていただきました、旧共産党と、保守派でございますが、そういうたものと軍との動向というのやはり目が離せないという状況にあります。

このような混沌たる状況が旧ソ連邦の現状でありまして、その帰趨は定かではなく、また予断を許さないという状況にあると思うのであります。が、外務省としてはこのような事態に対応いたしまして情勢をはつきり分析しておかなければいけないと思うのであります。このような観点からいたしましてどのようにに外務省がこの事態を見ておられるのか、事務当局から御答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺 義一 國務大臣　今御指摘がございましたように、ソ連邦の中でも各民族がそれぞれ独立をするということで民族問題というのが一つございまして、一方、市場経済というものに踏み込んでエリツインさんは非常に短日月でそれを実現しようという大変な意気込みでスタートいたしておられますが、これがうまくいくのかどうか、どういふふうにしてやればうまくいくのか、実際はまだしっかりとかつかわることができないという問題がございまして。

その次が軍の問題。あそこでは膨大な核兵器を初めたくさん武器を持っておりますので、これらの管理を本場に、統一的な厳正な核管理というものを本場にしてくれるのかどうか。してもらわなければ困るわけですから。本場はなくしてもらうのが一番いいわけですが、その過程をどういうふうに我々は認識し、それを支援していくかということなど、また本場にこうすればいいと思うのでめ手というものはなかなか実際にならないと思うので

すね。ないけれども、しかしながらやはり昔に逆戻りするといふようなことは困るわけでございまして、本当に平和的、民主的の國家になつていただきたいし、またソ連がしっかりすれば、日本は極東においてソ連と隣接をしておつて、多くの資源が存在するといふことでありますから、日本の國のためにもなるし世界にも貢獻できる、そういうようなことで、いろいろ向こうの現状を見ながら、日本だけの支援といふことは到底できないことですので、それは世界の國が集まつて、できるものからやつていこうといふことであります。

最近の目新しいものとしては、科学技術センターのようなものをつくつて、ソ連の核技術者が海外に頭脳流出しないようにやろうじやないかというようなことなどは、それは本当に一つの動きであるし、またこの間アメリカで緊急の人道的な当面の援助をやろうということで、我が国も参画をして六十五億円の無償資金及び物資を提供して、しかも日本みづからが北方四島を初め極東に配るとかいう仕事も現に始まっているわけであり
ます。

したかいまして、ソ連との關係はいろいろあるわけですが、いづれにせよ我々とソ連との間にはまだに戦後平和条約が結ばれていないということでございますので、これを片づけないとやはり本格的な支援に踏み込んでいけない。したがって、一刻も早く懸案の北方領土問題を片づけてソ連との間に平和条約を結んで、そして世界の先進国と一緒にさせてそれらの支援体制を構築していきたいという考えであります。

○松浦(副)委員 どうもありがとうございます。ただいま大臣からもお話がありましたように、いま一つの大きな問題は、ソ連解体に伴いまして、戦略核の方はまだ統一的に管理ができるにしても、戦術核は非常に難しい、ということを知っております。特に弾頭数でも四万発とか二万発とか数もわからないような状態であります、さらに先ほどお話ございました技術者の流出というようなことになりますと、世界に核の脅威がまき散ら

されるという事態が起こりますので、日本としても世界唯一の被爆国でありますから、そしてまた非核三原則というのを守ってまいった国でございますので、大臣、ひとつ我が国としてどのような協力ができるか、そしてまた将来このようなことがないよう十分な御配慮をお願いいたしたいと思う次第でございます。

また、援助のお話にも触れられたわけでございますけれども、特にまだ旧ソ連が流動的な状態でありまして、我が国にとつてかつて脅威でありましたいわゆる怖いソ連邦がもう一度復活するということになりますと大変なことでございます。特にこの地域を安定化していくことは非常に重要な課題であると思つてゐるわけでございます。もちろん人道的な観点からもあるいは世界の平和、安全に貢献するという観点からも多額の援助が必要であると言われているわけであります。日本も、ただいま大臣おっしゃられましたように、信用供与二十五億ドル、さらに無償支援六十五億ドルという援助の約束をしておられるようであります。

しかし、この援助はある意味では泥沼と申しますが、非常に難しいソ連の経済の状態の中で、そこに援助をつぎ込みましても、西側と競争できるような産業構造をつくっていくには非常に難しい、多額の援助を必要としてしまふのじやないかという気がいたすわけでございます。やはりソ連の自助努力なくして到底経済構造を改革していくというようなことは難しいのじやないかと思うわけでございますが、そういうことを考えますと、極東の地域というものを中心にして、特にまた自助努力の援助をしていくような方向でやはりソ連の援助というものは行われるべきであるという感じがいたします。

しかし一方、四島の問題をめぐる政経不可分の原則もあるわけでございますけれども、やはりここは旧ソ連邦の地域内を安定させるということが急務中であると考へられますので、もちろん政経不可分の原則はございますが、やはり一

歩踏み込んで、非常にデリケートな問題でございますけれども、ソ連の経済再建ということに向かつて努力をしなければならぬと思つてます。

ただいま御答弁半ばございましたけれども、もう一度大臣から援助の方針について承ればありがたいと思つた次第でございます。

○渡辺(美)國務大臣 それは援助といひましても限りのあることでございまして、どこまでもそれは自助努力でやつて、それによつてその手助けをする、資金面あるいは技術面。それはもう我々の基本的な考え方でありまして。

要するに、ずっとあれだけの民族をみんな、自分たちが働かないでい暮らしをさせるといふことはそれは不可能ですから、それはこの国だつて同じですよ。だから一刻も早くソ連の中がまず固まらう、しっかりと権限も、ロシアの権限はここからこま、州の権限はこれからこれまでもというところで、それをばきりさせてもらわないと、せっかく去年二十五億ドルの融資及び保険の枠を提供いたしましたもサインする人がいない、だれがサインしていかかわらないといふことでは消化できないといふことで、延び延びになつてきているわけですから、やはり国内体制を一刻も早くしっかり築き上げてもらいたい。そのノーハウを教える必要があるでしょう。ソ連のある学者が私のところへ来まして、ソ連で今一番大事なのは要するに道徳心と市場原理のノーハウだと言った人がいますが、これも私は非常に重要なことじやないか、そのように思つております。

○松浦(昭)委員 最後に四島の問題について、これに関連して御質問をいたしたいと思つた次第でございます。

北方四島の返還は全国民の長年にわたる悲願でございます。ただ、今まで御質問いたしましたような情勢の中で成立いたしましたエリツイン政権でございますが、エリツインさんが、この問題の解決につきまして加速化のプロセスに賛成するといふことを述べておられましたことは、一つの大きな重要な発言だといふように承つておるわけでございます。

また外務大臣がこの一月にモスクワを訪問されて、その際にコズイレフ外相と会談されまして、北方四島に関する平和条約作業グループ会議の開催を決めていただき、また三月の同外相の訪日にも合意をしておいでになりましたことは大きな前進だといふふうに受け取つておるわけでございます。

またエリツインさんも九月にはおいでになるといふお話も承つておるところでございまして、特にロシア側の態度は、一八五五年の日露通好条約を認めたといふことと、また先般の外相会談でも一九五六年の共同宣言の有効性を認めたといふことは非常に大きなアブローチであると思つております。まして、非常に高く評価するところであります。

しかしながら、四島問題に関しましては、やはりロシア共和国内、特に四島の地に住んでいる人あるいはロシア内部の保守派、さらには愛国勢力と称される勢力が反対をするといふような状況にありまして、なかなかロシア政府が簡単に対処できないといふ要素もあるのではないかとこのように思われるわけでございます。

そこで、二月の十日、十一日にモスクワで行われました平和条約作業部会において、斎藤外務審議官がお出になつたようでありまして、向こうのクナージェ次官との話し合いがどのような路線であつたか、簡単に結構でございますからお伺いいたしたいことと、もう一つは、実は昨二十五日の新聞報道等によりますると、四島周辺の二百海里の中で、ロシアと韓国の合意によりまして韓国側があの水域で操業できることとなつたといふことを報道されておるわけであります。この海域は、昭和五十二年に二百海里の交渉で苦戦いたしました者たちにとりましてはこの報道は大変なショックでありましたし、また我が国の漁民の感情も刺激されたと思つてございまして。

またどのような対処をなさるのか、お伺いしたいと思つております。

○兵藤政府委員 最初の二月十日、十一日に開かれました第一回目の日ロ平和条約作業グループの大要でございますが、一言で申し上げれば、過去八回日ソ平和条約作業グループの中で行われました北方領土問題につきましての歴史的な側面、それから法律的な議論、これは相当詳細にわたつたわけでございまして、今回仕切り直しということで、参加する相手も異なりまして、過去の議論をすべて総括をいたしまして、それぞれの主張点、論点を整理し、こつこつと理解で今後日ロ平和条約作業部会を進めるといふことでいいかといふ、この確認に最大の主眼を置いたわけでございまして。

この目的は私どもはほぼ達せられた、従来の八回にわたりました平和条約作業グループのいろいろな議論、ロシア側の論点、日本側の主張、その違い等はほぼそのとおり認識でいいというロシア側からの回答があつたわけでございまして。

それから、二番目に御指摘ございました韓国とロシア連邦政府との漁業に関する合意でございますが、これは昨年ロシア連邦と韓国政府との間で漁業協定が結ばれて、それに基づきまして本年度の具体的な漁獲量、地域、水域あるいは漁期を取り決める交渉を行つてこのほどまとまつたといふことでございまして。

早速ロシア連邦外務省並びに韓国政府外務省に照会をいたしました。ロシア、韓国両方で、日本海水域、サハリン周辺水域と並びまして、確かに報道されましたように我が国の領土でございまして北方領土周辺水域も漁獲の対象水域として含まれておるといふことのようにございまして。今詳細なお確認中でございまして、韓国政府は、日本がロシアとの間で合意に基づいて漁獲をしているその水域で自分たちも合意することに合意したんだ、こつこつと説明でございまして。

いづれにいたしましても、詳細、細かい点はなお確認中でございまして、ロシア連邦政府につき

ましては、まさにここがこれから日口の間で真剣な交渉を始めるという時期にきている、こういう時期である。にもかかわらず、第三国に漁獲を許容するような合意をついたという点。韓国につきましては、従来よりこの地域で合併事業等のうわさが絶えなかったものから、従来より韓国政府に對しましては、この地域における合併その他の活動については日本政府の立場というものをきちっと説明をし理解を求めていたところでございますので、こういう合意ができたというところは極めて遺憾な事態だと認識しております。詳細詰めた上で具体的な申し入れを行いたいというふうを考えておるわけでございます。

○松浦(昭)委員 四島の問題につきましての大臣の御決意を最後に伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺(美)國務大臣 時間の都合もございましてから簡潔に申し上げますが、我々は、この北方四島の解決については、今いろいろお話があったような線に沿ひまして、考え方によっては非常にチャンスでもありますし、積極的に進めてまいりたいと考えています。

○松浦(昭)委員 終わります。

○麻生委員 土井たか子君。

○土井委員 渡辺外務大臣は、御就任のときにこあいさつなさるのをテレビで拝見しております。言葉には気をつけまうとおっしゃっている。本来渡辺外務大臣は、はっきり思っていることを、しかもすばずばおっしゃるというところが特徴だと私は思っています。言にくいこともおっしゃるというのがまた特徴だと思っております。大いにそのことを外交の中で生かしていただくということが私は大事だと思います。きょうは私、久しぶりで質問をさせていただきます。大臣の意のあるところをどうぞきょうは思存分お聞かせいただきたいと思います。

まず初めに、本会議での外務大臣の外交演説を承りました。その中で、新しい世界平和秩序を構

築するための国際協力を力説なさっておられます。一体中身としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるかと、ところがまず承りたいのでございます。

と申しますのは、このところ新世界秩序という言葉がよく用いられます。これはアメリカのフツシュ大統領が一九九〇年秋からこの方使われている言葉でもあり、日本でもよく使われるわけですが、この新世界秩序という言葉と、外務大臣がおっしゃっている新しい世界平和秩序という中身とは同じなんでしょうか、違うんでしょうか。そういうことも含めて御見解をまず承りたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 この新秩序、世界の新しい秩序という言葉は共通して使っておりますが、これだといって、はっきりした、きちっと微動だにしないというものはないので、これは私は、その国々によってニュアンスがそれぞれ多少違っているんじゃないか。

しかし、私の考えている新しい世界の平和秩序というのは、ちょうど第二次大戦が終つてから、国連というものができたわけです。あのときは、もう二度と戦争はやるまい、そして現在つくられた地図ですね、世界の地図というものは武力によつて変えることはすまい、そしてみんなが協力し合つていこうという念願を込めて国連というものはできたわけでございますけれども、現実はどうであつたかというところ、ベトナム戦争も起きたし、朝鮮戦争も起きたし、キューバの革命も起きたし、動乱が世界で何回も起きております。

そこで、米ソの対立というものができまして、西と東の旗頭の米ソが軍備増強をやつて、お互ひに宇宙開発をやつて、また海の支配を目指して軍艦もたくさんつくる。それから核兵器の開発をやる。やつてきたんだけれども、これは莫大な金がかつてしまつて、どちらも財政的にしんどいことになつたというところは間違ひないですね。ソ連はあのような状態になつたし、アメリカとて三千億ドルからの軍費を毎年使つていくということ

になれば、日本の金にすれば四十兆以上の金を使うわけですから財政圧迫にならないはずがない。やはり三千億ドル近い財政赤字はなかなかカットできない、これも現実の姿。

そういうふうなことになるので、ソ連の方もやはり軍拡競争はやめようではないかということである。いろいろな軍縮協定が結ばれ、またさらにそれが深められようとしている。こういうことで、超大国による世界の秩序というものはなかなか言うべくして難しくなつてしまつた。私は、そういうことでやはり超大国の軍縮というものがどどんと進められて、それからそれが世界にだんだん波及をしていく。軍縮のムードというのが全世界に出てくることは結構なことでございます。

しかしながら、一方においてはイラクのフセインのような人がいたことも事実です。今後あらわれないという保証もありません。そういうときにだれが世界の戦争を予防し、そして、あるいは万一地域紛争が起きた場合はだれが調停し、介入し、拡大させないでやめさせるか、やめた後はどういうふうにしてそれを管理していくかということになれば、やはり私は国連しかないと思うのです。

したがつて、世界新秩序というものの中核になるものは、やはり国連の機能の強化ということが方法論としては大事だろう。戦争のない平和な世界をつくつていくというためには、先ほどもお話ししたように、みんなが協力し合つてやつていくほかはないわけでございますから、それは今言ったように軍備管理の問題だつてみんな話し合ひをしていかなければいけないことでございます。すし、それからソ連支援ばかりではなくて多くの発展途上国の救済やあるいは援助、育成、こういうものもやはり世界的な話し合ひをもつてやらなければならぬ。環境の問題もそう、麻薬もそう、テロの対策もそうだと、いろいろな問題、そういうふうなみんなが共通する問題を真剣に話し合ひの上で解決していくことによって平和な新しい世界秩序ができる、私はそう思つておるし、経

済面でもウルグアイ・ラウンドの成功というのは私は新しい世界秩序をつくるための一つの方法である、そう考えております。

だから、新しい世界秩序というのは何なんだ、定義で言つてみると言われても、明確にきちんとこういうものですよと言ふことは、ちよつと私はなかなか言えないのです。何となく頭には浮かんでおるけれども、だれしもこれだということを言える人はいないんじゃないかと思ひますが、いかがなものでしょうか。もし知つていれば教えてもらいたいと思ひます。

○土井委員 今の御答弁の中では、国連の機能を活性化させていく、そしてその国連に對してやはり改革もしながら協力していくという姿勢がうかがひ聞こえたわけでございますが、そういう問題は時間をかけてまた外務委員会、国連のあり方とか国連に對しての協力ということについては大いに審議をする必要があるというふうに私は考へていくわけでありまして、その問題は、また時間をかけて別の機会にいたします。

外務大臣の演説の中で、特にこれは一つの項目を起して、「旧ソ連邦の国々の国内的な混乱を回避し、その民主化、市場経済導入のための努力を支援し、成功に導くことは、国際政治の当面の重要課題であります」というふうにおっしゃつています。そして、それに先立つところで、先ほどおっしゃつたとおり、「旧ソ連邦における核兵器の管理は、世界の平和と安全に極めて大きな影響を及ぼす問題であります」と述べておられます。まず、そこでお尋ねをしたいのでございますが、旧ソ連との間に締結されました条約、交換公文、覚書、それはそのまま継承されていると考えていいのでございますか。

○渡辺(美)國務大臣 そのように理解をしております。

○土井委員 それは大臣、どこで決まつたのでございませうか。

○柳井政府委員 旧ソ連と現在のロシアとの関係につきましては、現在のロシアは旧ソ連を継承す

と申しますか、それと同一の国家であるという考え方でございます。したがって、旧ソ連の締結した条約は当然に現在のロシアによって継承されると申しますか、その権利義務関係は現在のロシアが持っているという考え方でございます。すなわち、同一の国家であるという考え方でございます。

○土井委員 とうきえ方でございますか、とうきふに理解しておりますか、とうきふに思いますか、とうきふに認識しておりますか、とうきふに問題じゃないので、これはやはり相互間では条約とか覚書とか交換公文というのは、はっきりお互いが確認した上でできている問題でありまして、約束事なんです。思っている限りで、あるいは類推する限り、そのように認識している限りで済む問題じゃないと思うのです。

これは、今おっしゃるのは、ロシア共和国ですか、相手は、ロシア共和国との間に従来の条約、交換公文、覚書、一切全部継承するということをお互いが約束されて、あるいはそのことに対して文書の取り交わしであるのが大体普通じゃないかなと思われませんか、そういう場面今まであったでしょうか。

○兵藤政府委員 ロシア連邦政府との間におきましては、一月十三日付の口上書の交換をいたしております。その中でロシア側の返簡の中にも、「ロシア連邦は、ソヴェト社会主義共和国連邦が締結した国際約束から生ずる諸権利の行使及び義務の履行を継続する。同様にロシア連邦政府は、ソ連邦政府に代わって、関係する多数国間条約に関する寄託国としての任務を遂行する。」等々の確認を行い、また我が方からも同様の文書を交換いたして、その点の確認を行っております。

○土井委員 それは斉藤さんがなすつたのですか。相手方はどなたですか。

○兵藤政府委員 この文書の形式は口上書の交換でございます。したがって、だからだれにという形式は今回はとっておりません。

○土井委員 口上書とおっしゃっても、日本国を

代表する立場、ロシア共和国を代表する立場、お互いがその国を代表する立場において取り交わす中身でしよう。したがって、どなたがそこにいられたのかというところは私は聞いていないのです。

○柳井政府委員 土井先生もよく御承知の点でございますけれども、いわゆる口上書というものは通常外務省とその国に派遣されております外交使節、すなわち大使館との間で交換をされるものでございます。したがって、今回のたまたま欧亜局長が答弁いたしました口上書につきましては、ロシア外務省と在モスクワの我が方の大使館の間で交換されたというものでございます。

○土井委員 そうすると、従来取り交わされてきた条約、交換公文、覚書、一切は有効に存続しているということがお互いの間で確認されている、そしてそれが約束されているというふうに理解してよろしゅうございませうね。

○柳井政府委員 そのように御理解いただいて結構でございます。すなわち、これまで日露間で締結されました条約その他の国際約束は引き続き有効であるということが確認されたということでございます。

○土井委員 そこで、それではお尋ねしたいのですが、旧ソ連は核兵器不拡散条約を締結している当事国です。それを継承するのはどこですか。ロシア共和国ですか、どこですか。

○柳井政府委員 核不拡散条約の締結国としていわゆる核兵器国の地位を継承するのはロシアでございます。

○土井委員 そうすると、ロシア共和国以外の共和国は非核保有国という認識でこの問題に対しては臨むのですか。

一部個々の、例えば外国の訪問客との会談等におきましてそういう意図の表明があったという話は私もも仄聞はいたしております。カザフ共和国については今そういう状況であらうかというのが私の認識でございます。

○土井委員 独立国家共同体、CISには共和国は何か加盟しているのですか。

○兵藤政府委員 現在正式なメンバーとして加盟をいたしておる、独立国家共同体の首脳会議あるいはそのほかの会議に参加をしておるのは十一共和国、すなわちグルジア共和国がまだ正式な形で参画をしていないというふうに理解をいたしております。

○土井委員 それだけの数がある中で、ロシア共和国以外に今ウクライナ、ベラルーシについてはおっしゃいましたが、そのほかの共和国についてはおっしゃらなかったが、なぜ特にウクライナ、ベラルーシを挙げておっしゃったのでありますか。

○兵藤政府委員 ベラルーシ、ウクライナ並びにカザフ共和国の三共和国について御報告申し上げましたのは、いわゆる戦略核を配備されている共和国は、ロシア連邦と合わせましてこの四つというものが私の理解でございます。そのほかの共和国につきましては、戦術核の配備がなされている。しかし、この戦術核につきましては、ロシア連邦政府の基本方針といたしまして、少なくとも核の部分についてはかなり速いテンポでロシア連邦の領域内に引き揚げられておる、ほとんど引き揚げ作業が完了に近づいておるというふうに私も理解しております。

したがって、それ以外の共和国については私は今御報告から外させていただいたというわけでございます。

○土井委員 さあ、そこで外務大臣にお尋ねしたいのです。

核兵器不拡散条約、NPT、これは御存じのとおりに核保有国は五カ国なのです。五カ国以外の国は非核保有国なのです。核を持つことができないのです。そこにこの条約の特徴がある。今承る

と、ロシア共和国以外に、戦略核はこうこうという共和国にございませう、戦術核はさうございませう。ということになれば、これはどのような取り計らいがこれから考えられますか。

私は、NPTは非常に大事だと思っております。これを形骸化させるわけにはいかない。外務大臣がおっしゃるとおり、これからの世界の軍縮、核廃絶に向けての努力というのは、人類にとって大切な至上命題と申し上げてもいい問題です。どのように考えたいでしょうか、これは。

○兵藤政府委員 この問題につきましては先生の御懸念は日本政府も完全に共有いたすわけでございますが、したがって機会あるごとに私どもの懸念というものは表明してきているわけでございますけれども、一番大事なことは、旧ソ連邦の中で存在をいたしました各種の核兵器が一元的管理体制のもとに置かれるということであらうかと思っております。

それで、この点については米、ヨーロッパを初め認識を同じくしている。したがって、いろいろな形で申し入れ等働きかけを行ったわけでございませうが、この一元的管理ということにつきましては基本的な合意はできています。しかしながら、戦略核、統一目的軍、共和国独立軍と、今三つのカテゴリーの軍組織をどうするかという過程の中で、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、民族主義の動き、ウクライナ等々を中心として、一応この核の管理は、さつき申し上げました四つの共和国の大統領に關与する問題、その中でロシア共和国大統領がこれらの三共和国の大統領と協議をしながら管理をしていくという合意は一応できていくわけでございます。

私どもは、この一元的管理というものが確実に行われていくということが一番大事な問題ではないかというふうに認識しているわけでございませう。

○土井委員 ちょっと待ってください。一元的管理とおっしゃるけれども、これは独立国家共同

体なで、それぞれの共和国が独立しているんですよ。独立国家として存在している。その独立国家として存在している共和国に核はあるんです。核を保有しているんです。核保有国なんです。非核保有国じゃないんです。核保有国なんです。その問題と、今の管理体制というのを一元化するという問題は、これは区別してください。

NPTでは、核管理は言うまでもないけれども、持っている国、持たない国ということについての区分けをして始まった条約じゃないですか。核保有国は五カ国以外にないんです。拡散しちゃいかぬのです。これは既に横に拡散している状況が現実の問題としてあるわけでしょう。先ほど、ロシア共和国が旧ソ連邦の条約を継承すると言われた。しかし、NPTについて言うならば、現状は、認められない状況が展開されているんじゃないですか。

先ほどは現状に対しての説明だけ聞きました。外務大臣、これから先どういうふうに考えていくべきだと思いませんか。

○渡辺(美)國務大臣 これは本当に困った問題であることは事実ですね。しかし、日本としてはいかにともしたい問題であって、我々は核の一元的管理、それをしてほしいということは強く要請をしておるし、ロシア側もその努力をしている。しかし、それぞれの共和国とロシアとの間で現実的な取り決めや何かまだきちっとしていないという、これも事実があるんです。軍そのものがそうであって、それは独立軍を持つんだということもあればそうでないところもあって、これらのところもまだはっきりしないということも事実でございませう。

これは日本だけの問題じゃありません。それはアメリカを初め他の国々も全部共通した悩みでございまして、今後どういうふうに対処していくかは世界のそれらの国々と相談をしながら態度を決めていきたいと思っております。

○土井委員 さあ、そこで一つ外務大臣にお聞かせいただきたいんです。

問題は、今取り仕切っている条約はNPTなんです。中には、NPT自身がこのことによって破綻しちゃった、もう核は拡散されているんだから、一九九五年の条約の改定期を待たず条約を変える必要があるという声すら出てきているんです。私はこれはもつてのほかだと思っているんです。拡散することを認める条約をつくればエスカレートしますよ。今ある条約についての存在意義というのはどの辺にあつたかということと考えれば、NPTというものをどこまでもしっかり守る体制を考えなきゃならぬというところが決め手として非常に大事だと私は思うのだけれども、外務大臣、どうお考えになりますか。

○兵藤政府委員 とりあえず先ほど御答弁申し上げた点を確認した点で補足させていただきます。結果、それまでソ連邦という一つの領域内であつた核兵器をたまたま引き継ぎ継続させる結果になつたということとございまして、そのうちのペラルーシ、ウクライナ共和国は、非保有国としてやがてNPTに入るといふことまで言っているわけでございます。したがって、その点は、ロシア連邦にあつた核兵器が独立した国家に新しく配備されるとか拡散される、そういう図式ではないという点は、このNPT条約の議論の一つの留意すべき点であらうかというふうに思っております。

○土井委員 斉藤さん、それはきつとあなたの解釈だろうと思ひます。国際的にそれは確立されていきますか、NPTの考えに対してそういう考えが。

大臣答えてください。もうこれは政治問題です。から、もう要らない、その説明は結構です。これは政治的な問題ですよ。大臣ちよつとその考えを聞かしてください、NPTについて。

○柳井政府委員 一言だけ答弁させていただきます。先ほど大臣もおっしゃいましたとおり、この条

約は、趣旨につきましては土井先生のおっしゃるとおりでございますが、結局この条約の締約国、そしてこの条約の締約国には核兵器国と非核兵器国があるわけでございますが、これをソ連の解体に伴つて生じた諸国についてどのように考えるかということにつきましては、結局、多数国間条約でございますから、このNPT条約の締約国の間で今後相談して決めていくべき問題であると思ひます。

なお、条約上は、御承知のとおり第九条の三項におきまして核兵器国というものを定義しております。この点につきましては先ほど先生のおっしゃいましたとおり、従来ありました核兵器国、すなわち「千九百六十七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」というふうにはつきり定義されておりますので、それ以外の国は、この条約上は核兵器国とはみなされないということでございます。

なお、大変恐縮ではございますけれども、先ほど私の答弁の中で、従来日露間で締結した条約と云うことを申し上げましたが、これは日ソ間ということとございまして、謹んで訂正させていただきますと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 今お話があつたように、これは日本だけの問題じゃありませんから、全世界的な問題なんです。だから、日本だけでどうするかうすと言つてもそのとおりにならないかもしれぬ。ただ、現在の段階では、やはりとりあえず核の管理だけはひとつ統一するという方向で強く先進国首脳会議等においても言われておることとございまして、それはバックアップしていきたい。それにどの程度まで従うか。

それから、国によっては非核保有国になると言っているウクライナのようなところもあるわけですから、できるだけそれは非核保有国になることを我々はお勧めするし、それに対してこれからのつき合ひの仕方があるわけですから、いずれも経済協力その他はみんな望んでおるわけであつて、我々はそれをバックアップするためにあの手

この手をいろいろ使うほかはないんじゃないか。それはやはり先進国サミット等でも、また核不拡散条約に加盟している重立った国々の間で相談をして、現在の条約がパンクしてしまわないように私はしていくべきだ、そういう相談をこれからしていかなるを得ないと思ひます。

○土井委員 私も、斉藤さんと言つた間違ひを兵藤さんと改めさせていただきますと思ひます。

今の大臣の御発言、御答弁としてまずいただいた段階では、承りましたが、参考までに申し上げておきたいと思ひます。

それは、一月初めに私はOBサミットでボンヘ出かけた。その場所、この問題がやはり緊急問題でありまして、どのように考えるかというところでいろいろ意見が出ましたが、NPTのみではこれから安心できないという立場の御発言としてこういうのがあつたことを参考までに申し上げます。

それは、核実験禁止条約がどうしても必要でしよう、そのみではありません。先制攻撃をしないというのだけでは弱い、核不使用条約というのをやはり国際的規模、世界的規模で考えていく必要がせひあるということがそこで討議されたことも、御参考までに申し上げます。

さて、ただいまのNPTですが、ただいまのCISにある核の存在を考えると、核頭脳の流出というの、非常にこれまた対応は難しい心配の大きな大問題と申し上げたいと思ひます。この核頭脳の流出を防止するとか、何とかさうしない状況をつくるということについて、大臣にはお考えがございませうか。

○渡辺(美)國務大臣 これは新聞等でも出ておることとございまして、ドイツのゲンシャーさんなどが提唱いたしまして、ソ連の核開発に携つてきた科学者が、今非常に困つておる。したがって、これが数年たつと外国に出られるようになるので、そいつをなかなか抑える方法がない。したがって、とりあえずソ連の科学者が国内にとどまつて、平和利用に役立てるようには何かできないか。そのた

めには、ある基金をこしらえて、そしてそれによつて核の解体とかあるいは核物質の貯蔵とか、あるいはさらに進んで将来はそれの平和利用とかいうようなことを勉強させる、研究させる、そういうようなことにひとつ手伝つてくれないかという話がありました。

私は、それに対して、その趣旨は大いに賛成だけれども、どれくらいのお金が必要なのか、具体的にどういうことをやるのか、それがはつきりしない、したがって、それは世界の核問題について経験を持ち、知識を持つ学者等に集まつてもらつて、そこでスタディーをやつて、それでこうした方がいいんじゃないかということであれば充分の協力を惜しみませんということを申し上げたんです。

なかなか核の解体ということになりますと、莫大な金がかかるそうですね、私はよく知りませんが、けれども、だけれども、とりあえず科学者をキープしておくというだけならそんな大金でもございませぬし、そういう話が改めて今後、ドイツとロシアとアメリカの間で何か話し合いをしたというところではございますが、いずれ正式な呼びかけがあるでしょう。そのときに、我々よく話も聞き、これはそういう点の協力はやっていきたい、そのように考えています。

○土井委員 今おっしゃつたのは、恐らくは報道でも公表されております国際科学技術センターという構想のことを指しておっしゃつたのではあるまいかと思ひます。それでございませぬ。

○渡辺(美)國務大臣 そうです。

○土井委員 解体廃棄という問題と、ただいま質問を申し上げた頭脳についての流出を防止するという問題と、この二つはいずれも構想を具体化していくこととすると、やはり資金が必要なんです。今おっしゃるとおりなんです。

ところで、ミュンヘン・サミットにやがてこの夏いらつしやるはずでありますね、外務大臣も。そこで恐らくこの問題というのは非常に大きな課題でしょう。そのときにいろいろな状況を見て判

断しますとおっしゃっている間に、いつものとおりで、アメリカからこれだけのお金を出して出してもいいと言われることに對して、こちらはいエスあるいはちよつと考えるというふうな対応が今までの通常だったように思われてならないのですが、やはり外務大臣が初めての方でおっしゃっているとおりで、日本はいかに行動すべきか、今我々はこの問いに對してみずから答えを出さなければなりません。

旧ソ連に對して、ただいまのCISに對して、日本の姿勢、どういふふうなことを考えるがゆゑにこの問題に對して私たちはどういふふうな対応をするんですという、この姿勢というのをいまたび外務大臣から聞かしておいていただきたいと思ふのです。

○渡辺(美)國務大臣 それはできるだけ我々は行動すべきことは行動する、しかしドイツが先に言い出したのは、それを差しおいて日本が別な構想を出すというふうなことは不適当でございまして、我々同じ考えであるならば、いろいろ話を聞いて、それで一緒にやりましょうというふうな話はこれからするわけですから、まだ、決まっちゃつて日本はこれだけ出してくれという話になつてゐるわけでも何でもないのです。こういうふうな話で、いずれ相談をしようということですから、それは積極的に参加をするという考えでおります。

○土井委員 もう一点この核問題について確かめをしておきたいのは、先ほどNPTのおおよその基本的な考え方というのはおっしゃつていただきました。今、核を保有しながらNPTに對してどう対応するかというときに、旧ソ連の領域内だからそれだけは認めていこうじゃないかという国際会議の場での討議もあるかもしれない、ないかもしれない。だけれども、NPTからすると、ロシア共和国以外の国というのは、これは核保有国としては認められないはずなんです。現行NPTからすれば、そうすると、今のままで加盟したとしまししょう。これは査察を受ける対象になります

ね、取り扱いとしては。いかがですか。

○丹波政府委員 私の方からお答えさせていただきます。先ほど欧亜局長から御答弁がございしましたけれども、ベラルーシアあるいはウクライナといった国は非核国としてNPTに加入するということを明らかにしておるわけでございますので、そういう非核国として入つていくというところでございまして、入つたときには非核国でございまして、NPT上その違反の状況というのはいくらもない状況であるというふうな考え方をいたしております。

○土井委員 したがって、違反であるか違反でないかというのはいくつかの査察を受けるということに相なりますねということを申し上げてい

ます。

○丹波政府委員 お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。

○土井委員 外務大臣は先ほど、ロシア共和国を初めとするCISに對しての協力が国際政治の当面の重要課題だということをおっしゃつてゐることに對して、経済的な支援の問題も少しお話しやしました。日本は昨年の九月、あの国連総会の際に二十五億ドルの援助を決定されたというニュースを私たちは知つてゐるわけですが、それはそれとございませぬ。

○兵藤政府委員 そのとおりでございます。日本政府の決定として二十五億ドル、全体として二十五億ドルの、当時はソ連でございました、對ソ支援策ということで決定したわけでございませぬ。

○土井委員 それは既に決定されてゐるのでございます。既に決められてゐる援助をどのように実行されるのですか。これは実行すること、なかなか難しいという声があるのです。

○兵藤政府委員 二十五億ドルの中身でございませぬが、先生御承知のようにそのうちの十八億ドルは貿易保険関連の枠でございませぬ。そのあとの残りの七億ドルの中の五億ドルは緊急食糧・医療援助として割り当てられたもの、そのほかの二億ドルが一般案件、こういうことでございませぬ。

五億ドルの緊急食糧援助につきましては、一昨年の暮れに決定いたしました一億ドルの緊急食糧援助の実施が、相手国がまさに変わった、つまり相手のいろいろな機関がすべて変わりましたために、それが一体保証人になるのかといったような技術的な面も含めて相当に複雑な過程を経ましたために、まだこれが実施、実際に物が買われるという段階に至つておりません。したがしまして、この一億ドルが片づきました後にこの五億ドルの融資枠が動いていくということになるかと思ひます。

十八億ドルの貿易保険につきましては一部既に動き始めておるといふふうには私は理解をいたしております。

○土井委員 このときは、つまり昨年九月の国連総会の際に五原則を打ち出して二十五億ドルが決定されたといふいきさつがありますが、渡辺外務大臣も對ソ援助三原則というのを公にされております。いずれもその中身を見ますと、北方領土問題を一日も早く解決して、平和条約の締結を目指すといふところが必ずございませぬ。これは考えてみますと、北方領土問題が解決しないという協力、援助といふのはなかなかできないという因果関係にあるのでございませぬ。どうなんでしょうか。

○渡辺(美)國務大臣 それは、平和条約を結ばないとならぬ友好な国家としての関係は成立しないといふわけでありませぬ。やはり北方問題を解決する。これが私は今まで會つていろいろな話を聞いてまいりまして、ゴルバチョフ時代とは違つてゐるのは事実なんです。

去年の五月、私は外務大臣でありませぬが、四月にゴルバチョフ大統領が日本に來まして帰りました。国会でもそこで報告もいたしました。日本に來たときに、五六年の共同宣言についてどうもあいまいでありますから、私は五月に會つたときに、北方領土の問題に關した共同宣言の確認が行われなかつたのは残念だといふことを直接言ひましたところ、ゴルバチョフいわく、私は二枚舌は使つておりませぬと彼は言つた。そのことは、私が、あ

なには国会で、最高会議に行つて北方領土の共同宣言は既にその機会を失つたという演説をしたことを知つておりますから、あえて聞いたわけでありませう。そうすると、二枚舌は使つていないといふのですから、それは、もうチャンスは失つたといふ意味にも当然とれるわけですね。

ところが、今度のエリツイン大統領は、この北方四島問題は法と正義によつて片づけようといふいかといふことを最近言ひ出しました。私は五月にもエリツイン大統領にも、まだ彼は大統領になつておりませんが、ロシア共和国の議長でございましたが、これもお会いをいたしまして話をしました。彼はそのときに五段階返還論といふものを展開をしておりました。ところが、クーデター以後その法と正義に基づいた解決といふことを言ひ出したので、それならば我々は大歓迎である。法と正義、本間に文字どおり今までの日本とロシア、帝政以来、ソ連邦もありましたが、結ばれた条約は当然に有効であつて、一方的に破棄されたといふようなことはない。スターリンのやつたやり方はやはり法と正義に反するといふように認めてもらふ。それからドイツに対して似たようなことを言つておるわけでございますから、当然我々は法と正義、だが考へても客観的に法と正義に従つた解決の仕方であるならば、これは話し合ひの余地は十二分にあるといふように考へておるわけでありませう。

○土井委員 そうすると、サミットにいらしても、これはロシア連邦に対してどのように経済協力ができるか、援助ができるかといふときに、やはり日本に対して援助、協力といふことに当然のことながら期待が集まると思ふのですよ。そのときに大臣は、今おっしゃるやうに、北方領土問題が解決しないとだめです、平和条約を締結しないとだめですといふことをきつぱりおっしゃるのですか。

○渡辺(美)国務大臣 それは私としては、平和条約が結ばれない国に友好国として莫大な援助を出すといふことは日本国民が承知しないといふよう

に考へております。

そこで、サミット国は、アメリカ、イギリス等は日本をはつきり支持しておるわけでありませうし、ドイツのゲンシャール氏ともこの間、合計六時間、話をいたしました。非常に理解を深めてもらいました。イタリアは、日本の言うのは大変もつとんだといふことで、向こうの首相も外務大臣も事あるごとに、ソ連に行つても言つてもらつておるし、いろいろございませう。

したがつて、そういう輪を広げまして、そしてソ連政府も、ソ連を支援しようといふ国がみんな全部口をそろえて言つておるわけですから、だから、やはりそういう方向で解決の糸口をつくつていく。今ここでそういう問題を抜きにしてソ連をどんだん野方図に応援するんだといふようなことは、私は日本国民の立場から申し上げることはできません。

○土井委員 そこで外務大臣、北方領土返還の見通しは、今よい方向に向かつているとお考へですか、あるいはゴルバチョフ大統領領時に比べたら悪化しているなといふふうにお考へですか、いずれですか。

○渡辺(美)国務大臣 少なくとも悪化しているとは考へておりません。

○土井委員 一番手の御質問の中にもございまして出でおります。ロシア政府は韓国に対して北方領土周辺水域を含むロシア極東三水域で漁船の操業を認めたとされております。これも確かめてみますと、今事情について確かめているところですといふふうな御発言ですから、事実ですかと聞くと、まだわかりませんといふお答えになるのですか、どうなんですか。

○兵藤政府委員 詳細はまだ確認中でございますけれども、少なくとも三水域の中の一つの水域、北方領土周辺水域がそこに入つておる。具体的に日本が実際に漁獲をしております水域と全く同一のものであるかどうか、今確認中でございますが、そこに含まれているといふことは、ロシア連邦外

務省もそれを肯定いたしております。そこまでは確認をいたしております。ただ、どういふ地域かといふ具体的な詳細な点についてはなお確認中でございます。

○土井委員 先ほど兵藤さんの御答弁を承つていると、これが明らかになつたのは、ロシア側から聞かされたのではなくて韓国側から聞かされたといふ向きの御答弁がございました。

そこで、それではお尋ねしたいのですが、斎藤審議官が会談をされた節、こういうことは話題にならなかつたのですか。また、今国会提出の日本、アメリカ、カナダ、ロシア漁業協定、やがて審議しなければいけないのですが、この協議の際に、非公式にもこういうことについて話題にするといふことが向こうから出なかつたのですか。いかがですか。

○兵藤政府委員 平和条約作業グループの席上におきまして、この問題がロシア外務省の方から言及されたといふことは私はなかつたといふふうに承知しております。

○土井委員 漁業協定協議の際の場所でも、非公式にもなかつたのですか。

○柳井政府委員 先ほどお触れになりました漁業条約でございますが、これは基本的に二百海里外の公海におけるサケ・マス等の漁業に関する条約でございます。そのような水域においてサケ・マスの資源を保存するといふことにつきまして四カ国間で協力をするという条約でございます。

この条約の作成に至る交渉の中で、この二百海里の内側の話について議論があつたといふふうには承知しております。

○土井委員 まさにロシアと新しい関係を結ぼうとして折な折ですね。日本側に無断で韓国に認めるといふふうな行為が明らかになつてくるといふことになれば、日本の立場というものは全く無視されてきたといふことにならざるを得ない、固有の領土だと日本が主張している海域なのですから。したがつてそういうふうにお考へざるを得ないと私申し上げたのですが、大臣、どのようにお考

へになりますか。これは返還交渉に影響としてよい影響じゃない状況が展開されることを私は非常に心配するのです。

また、日本側に通達をしない、話も出さないといふことでやつたといふことになれば、韓国とトラブルが起きないかな、日本と韓国ですよ、そういうことも懸念されます。従来、御存じのとおり、日本周辺の海域で日韓トラブルというのは頻々と起きていたわけですから、そういうことを考へましたら、これはちよつとその辺の御見解なりお考へなり聞かせておいていただかなければならぬという気がいたします。

○渡辺(美)国務大臣 連絡がなかつたことは事実でございます。私は遺憾だと思つております。実は韓国側に対しましては、北方四島の問題で日本に協力してくださいといふことはもちろんお願いをしておるわけでございます。これは異議はもちろんなのであります。そこで、北方四島に對して韓口間で共同の開発とかそういうようなことはぜひとも自衛、御遠慮していただければ大変ありがたいのです。ぜひそういうふうにひとつお願いいたしますといふことも実は言つてあるわけ

です。したがつて、韓口間の今回の漁業協定といふものが北方四島の解決に、重大な支障とは申しませんが、いい結果になるといふことではない、むしろなかつた方がよかつたなと思つております。

しかし、どういふいきさつでどういふ内容になつていのかといふ細かいことをまだ聞いておりませんので、それらについては目下照会をしておりるところでございます。

○土井委員 今照会中といふことですから、また明らかになつてくれば、その時点でこの問題に対してお尋ねを進めなければならなくなるかもしれません。

いずれにしても、莫大な援助といふのは北方領土解決が不可欠、といふことだといひましたし、また、たゞいまの緊急人道的援助、いわゆる食糧とか医薬品等々も含めまして、これはやはり隣国です

から、隣国として力を尽くすというのは当然のことだと言わねばならないと思うのです。これはこれまでの外務省の方針でもあったやに私は理解をいたしておりますが、旧ソ連が解体するということは地球の危機にその影響が及ぶというところにもなるわけですから、日本の積極的な支援というのが必ず必要だと考えております。これはそうだとおっしゃってくださればいいので、御説明は要りません、次に進みたいと思っております。

○渡辺(美)閣務大臣 緊急な人道支援は応分にやるつもりだし、やっております。

○土井委員 応分にというのがちょっとどうもね

さてそこで、日本がよって立つ立場はアジアでございまして、外務大臣もアジア外交を重視されております。宮澤首相は第一の訪問先を韓国にされました。これはやはり外交姿勢を見る場合には結構だというふうな評価があるのは当然だろうと私は思います。

そこで、日本のアジアにおける信頼回復にとって大切なのは、戦後補償の問題に対して誠意を尽くすということであると私は思うのであります。が、この種の問題について問われているのは国政関係者の責任ではなからうかと思うのです。大臣はどのようにお考えになりますか。

○渡辺(美)閣務大臣 それは、アジアについて友好関係を保っていくことは当然我々の責任であります。

○土井委員 最近非常にニュースでクロースアツプをされております従軍慰安婦の問題も含めて強制連行をされた人たちが、従軍した人もあれば、あるいは日本の国内で炭鉱やまた建設現場や軍需産業なんかで強制労働に従事した人もございまして、そういう人たちが補償の請求があるときに、もうこの問題は解決済みでございましてという答弁を今までされてきた。解決済みとおっしゃる根拠はどこにあるのですか。

○柳井政府委員 御承知のとおり、一九六五年の日韓請求権・経済協力協定におきましては、日韓

両国及び両国民の財産請求権の問題は日韓間の問題として完全かつ最終的に解決したということが確認されているわけでございまして。これまた御承知のとおり、この解決と並行いたしまして無償三億、有償二億ドルという経済協力を実施したものでございまして。いわゆる個人の請求権にかかわる問題につきましても、この日韓間における条約上の処理の対象となつておりますことはこの条約上も明らかでございまして。したがって、日韓間の問題としてこの請求権の問題は完全かつ最終的に解決したということでございます。

根拠と申しますのは、この一九六五年の日韓間の請求権・経済協力に関する協定でございます。

○土井委員 柳井さんの御答弁というのは、外務省のその条約にかかわる御答弁としては大分に変遷しているのです。

先日予算委員会での御答弁で、今おっしゃった有償、無償五億ドルですね、これは一条の問題だと思ひますが、後でおっしゃった完全かつ最終的に解決という、これは二条の問題だと思ひますが、これを大きなパッケージとして解決がなされたとおっしゃっておる。これは法的に關係しているのですか。

○柳井政府委員 この協定上は、ただいま先生おっしゃいましたとおり経済協力の問題は第一条で規定しております。いわゆる請求権、財産請求権の問題は第二条で規定しているわけでござい

ます。この協定上、直接財産請求権の問題の解決のために五億ドルを支払うという規定はしておりませんけれども、これも先生御承知のとおり、当時日韓の国交正常化に至る大変な長い、かつ困難な交渉の中で、請求権の問題というのは非常に深く、幅広く討議されたわけでございまして。ただ、もう当時既に戦後相当の時日がたつておりましたし、また第二次大戦後におきましても朝鮮動乱ということもございまして、一つ一つの請求権の積み上げ、あるいはその裏づけということができなかった、非常に困難であつたという事情があつた

わけでございまして。その結果、日韓間の交渉によりましてこの請求権の問題は一括してこの協定に規定されているような形で最終的かつ完全に解決する、そしてそれとともに経済協力をを行うという形で決着したということでございます。規定上この経済協力の問題と請求権の問題を直接関連づけて書いてはございませんけれども、この交渉の中で、先日予算委員会でも御答弁申し上げましたけれども、一つの大きなパッケージとして関連づけられて解決したということでございます。

○土井委員 今の柳井さんの御答弁からしますと、請求権はこの日本から出した金額によつて放棄するという意味を持つというふうに関係するのです。が、当時の、これは請求権及び経済協力協定ですが、けれども、審議をずっと読んでみますと、全く違ひますよ。

推名外務大臣の明確な答弁がある。一条と二条とはどういう関連にございませうかという質問に対して、「法律上の関連性はございません。」そうして、「経済協力はあくまで経済協力でございます。もしこれが賠償の性格を帯びるものであれば、協定の細部にそれがあらわれるはずでありますけれども、そういうことはございません。あくまで経済協力として取り扱っております。」そして、経済協力の性格は何かという質問に対して、「経済協力でございまして。」繰り返してこれを答弁されて、「請求権問題と経済協力は、何ら法律上の因果関係はございません」と答えておられます。総計五億ドルの経済協力はあくまで韓国の経済建設に役立てるため供与するものでございまして。」と明確に答弁されておられます。

今の柳井さんの御答弁と大分違うのです。これは、いつの間にか変わったのですか。当時はこの協定を締結することのための質問、答弁、その場所での御答弁が、外務省の答弁としてそうだった。大臣の答弁としてそうだった。大臣が責任持って答弁された中身がそうだったのです。

○柳井政府委員 私、先ほども御答弁申し上げましたとおり、この協定上経済協力の問題と請求権

の問題が法的に關連して規定されているということではないということも申し上げておる次第でございまして。

ただ、この交渉の過程で、この請求権の問題が論じられる一方、それと並行して経済協力の問題も討議されまして、そして最終的には経済協力を進め、そしてそれと並行して財産請求権の問題も解決するという一つの大きな合意ができたわけでございます。したがって、私が御答弁申し上げたことと、この協定を審議していただきましたときに当時の推名外務大臣その他政府の關係者が御答弁されたこととの間に、別段変更とか矛盾とか、そういうことは無いというふうに考えております。

○土井委員 大きなパッケージとしてわざわざ言われるところが紛らわしいのです。これ、よっぽど今私が申し上げた推名外務大臣の答弁で、はっきりしている。はっきりしていることを何だかわからない、誤解を生ずるような紛らわしい表現につくり変える必要はないのです。だから、その辺はまずははっきりしておいていただきたいと思います。

一条と二条というのは、法的因果關係はない、關連性はないということをはっきり答えておられるのですから。大臣、よろしくございませう。これは、議事録に従つて私は申し上げております。これは大臣からお聞きしたいのだと私は思ひます。政治的な判断ですから、はっきり。

○柳井政府委員 条文は大変長いので、また先生もよく御存じでございますので、これを読み上げるといふことはいたしませんけれども、(土井委員「読んでくださるなくて結構です。議事録に従つておられるのです」と呼ぶ)この協定上は、先ほども申し上げましたとおり、請求権の問題と経済協力の問題が法的に直接關連づけて規定されているということではございません。

また、この協定の締結当時、当時の推名外務大臣はこのように申されております。これはちよつと短いのので引用させていただきますが、「請求権

の問題と経済協力、これは、日本の対朝鮮請求権は、軍令及び平和条約等のいきさつを経て、もはや日本としては主張し得ないことになっておりますが、反対に、韓国側の対日請求権、この問題について、この日韓会談の当初において、いろいろ両国の間に意見の開陳が行なわれたのでありますけれども、何せ非常に時間がたつておるし、その間に朝鮮動乱というものがあつて、法的根拠についての議論がなかなか一致しない。それから、これを立証する事実関係というものがほとんど追及ができないという状況になりまして、これを一切もうあきらめる。そして、それと並行して、無償三億、有償二億、この経済協力という問題が出てまいりました。云々というふうに申されております。

○土井委員 今私は議事録に従つて申し上げてゐるので、さらにそういうことの注釈というのは不要だと思ふ。この点ははっきり、条文中についてどういふふうに考へたらいかにということをお尋ねしたことに對するこれは裏づけになるそのときの議事録でございますから、よろしいですか。

さあそこで、ここで「完全かつ最終的に解決」とおっしゃつてゐることは、いわゆる個人の請求権そのものを否定してはおられませんね。いかがですか。

○柳井政府委員 条約上、先ほども先生がお触れになりましたとおり、第二条でいわゆる財産請求権の問題を規定してゐるわけでございますが、ここでは要するにこれらの問題が「完全かつ最終的に解決された」ということを言つてゐるわけでございます。ただいま申し上げましたのは第二条の一項でございます。

そして、この同じ第二条の三項におきまして、ここはちょっと短いいで読ませていただきますけれども、一定の例外がございますが、その例外を別として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日、他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置

並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に對するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに關しては、いかなる主張もすることができないものとする。この「同日」というのは、この協定の署名の日、すなわち一九六五年の六月二十二日でございます。

このように規定してありまして、いわゆるその法的根拠のある実体的権利、いわゆる財産権につきましては、この協定を受けて、我が国におきまして、韓国の国民の財産権を一定の例外を除いて消滅させる措置をとつたわけでございます。したがつて、このような法的な根拠のある財産権の請求につきましては、以後、韓国の国民は我が国に對して、私権としても国内法上の権利としても請求はできない。そのような措置をとることについて、この協定によりまして、ただいま読み上げたこの二条の三項におきまして、韓国側としては、それに異議を申し立てることはできないということでございます。

この二条の三項で「財産、権利及び利益」ということを言つておりますが、これは當時作成された合意議事録におきまして、これは合意議事録の二項の(a)というところでございまして、「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された」ということになっております。したがつて、この二条の三項で言つております「財産、権利及び利益」以外のもの、すなわち請求権というものがございまして、これにつきましては、ただいまの定義から申しまして法律上の根拠のない請求、いわゆるクレームと言つてもいいと思ひますが、そのような性質のものであるということでございます。

それで、さらばその個人のいわゆる請求権というものをどう処理したかということになります。この協定におきましては、いわゆる外交保護権を放棄したということでございます。韓国の方々について申し上げれば、韓国の方々我が国に對して個人としてそのような請求を提起すると

いうことまでは妨げていない。しかし、日韓両国間で外交的にこれを取り上げるということは、外交保護権を放棄してありますからそれはできない、こういうことでございます。

○土井委員 なるわかりにくい御説明をなさるのが得意なんです、これは簡単に言えば、請求権放棄というものは、政府自身が持つ請求権を放棄する。政府が国民の持つ請求権のために發動できる外交保護権の行使を放棄する。これであつて、このことであつて、個人の持つ請求権について政府が勝手に処分することはできないということも片や言わなきゃいけないでしょう、これは。今ここで請求権として放棄してゐるのは、政府自身が持つ請求権、政府が国民の持つ請求権に取つてかわつて外交保護権を發動するということの権利、これでしょう。だから、個々の個人が持つ請求権というのは生きてゐる。個々の個人の持つ請求権というのはこの放棄の限りにあらず、これははっきり認められると思ひますが、いかがですか。

○柳井政府委員 ただいま土井先生が言われましたこと、基本的に私、正確であると思ひます。この条約上は、国の請求権、国自身が持つ請求権を放棄した。そして個人については、その国民については国の権利として持つ外交保護権を放棄した。したがつて、この条約上は個人の請求権を直接消滅させたものではないということでございます。

ただ、先ほど若干長く答弁させていただきましたのは、もう繰り返しませんけれども、日韓の条約の場合には、それを受けて、国内法によつて、国内法上の根拠のある請求権というものはそれは消滅させたということが若干ほかの条約の場合と違ふということでございます。したがつて、その国内法によつて消滅させていない請求権は、いかに何らかのことにあります、これはその個人が請求を提起する権利と言つてもいいと思ひますが、日本の国内裁判所に韓国の関係者の方々が訴えて出るというようなことは妨げていないということでございます。

○土井委員 結局は個人としての持つてゐる請求権をお認めになつてゐる。そうすると、總括して言えば完全にかつ最終的に解決してしまつてゐるとは言えないのです。まだ解決してゐない部分がある。大いなる部分と申し上げてもいいかも知れません。正確に言えばそうなると思ひます。いかがですか。

○柳井政府委員 先ほど申し上げましたとおり、日韓間においては完全かつ最終的に解決してゐるということでございます。ただ、残つてゐるのは何かということになりますと、個人の方々が我が国の裁判所にこれを請求を提起するということまでは妨げられてゐない。その限りにおいて、そのようなものを請求権というとなれば、そのような請求権は残つてゐる。現にそのような訴えが何件か我が国の裁判所に提起されてゐる。ただ、これを裁判の結果どういふふうに判断するかということとは、これは司法府の方の御判断によるということでございます。

○土井委員 さあ、ここで外務大臣にお答えいただきたいと思ふのですが、これは今しきりに問題になつてゐる、私自身も聞いて胸が詰まる思いがするのですが、従軍慰安婦の人たちの問題、どう抗弁いたしましたか。日本国民として恥づかしいです。大変恥づかしいと思つてゐる。外務大臣はどうお思ひになりますか。恥づかしいと思ひになりますか。いかがですか。

○渡辺(美)國務大臣 人を殺したり傷つけたり、そのような今おっしゃつたような不幸な立場を強制したりするようなことは、全く戦争の罪惡であつて、恥づかしいと思ひます。○土井委員 恥づかしいと思ひますとおっしゃることについて、これは具体的に問はれてゐるのは國政閣下者の責任だということになると私は思ふのです。実は一九八二年の六月に外務省が調査をされた結果を裁判所に對して付言という形で、判決が出る資料になつてゐるのです。おもしろいですね。これは私、最近初めて知つたのですけれども、な

るほど思ったのですよ。

これはどういうことかといいますが、台湾人元日本兵士の補償問題、台湾人の台湾に在住しておられる方々十三名が原告となって日本政府に補償請求を求めて東京地裁にそれが提訴されたのです。東京地裁さらに東京高裁に参りまして、八五年の八月に東京高裁。地裁も高裁もいずれも棄却判決になりました。そのときに高裁は付言をこの判決にしたのです。

どういふことを言っているかといいますが、「控訴人は、ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであり、……早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待である」と書いてある。

外務省がこの調査をされたのは「負傷または戦死した外国人に対する欧米各国の措置概要」でございまして、ここで調査の対象になっているのはアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、当時の西ドイツの五カ国なんです。いずれも外国人となった元兵士に対して自国民とは同等の年金または一時金を支給しているのです。この五カ国を見ますと、植民地を持っていないカナダをここに加えたらまさしくサミットになるのです。サミット参加国の中で、こういう問題に対してさぼる向いて、解決済みでございまして、解決済みでございましてと言いつつ続けたのは日本だけですよ。日本だけがこれは特異な国ということになるわけであり

と同時に、先ほど財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定について二条の一をお出しになりましたが、その二条の二というところを見ますと、「この条の規定は、次のものに影響を及ぼすものではない。」という中に、「一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益」とはつきり書いてあるのですよ。

そうすると、韓国籍の人でも日本にその間おられる方については、この条約は関係ないんです。そうすると、日本国民と同等の取り扱いをやつてしかるべきであるにもかかわらず、外務大臣ここからが大事な点ですよ、実はそれが全く外されてしまっているのではありません。全く外されてしまっている。

それは外務大臣も御存じだと思えますけれども、平和条約が発効すると同時に日本では、戦争によって被害を受けた人々に対する援護並びに補償の法ができてまいりました。その皮切りは戦傷病者戦没者遺族等援護法に始まる十三法、以後あります。すべてのその法律から国籍条項を用意しました。日本国民でなければ、日本国籍を所有していなければこの補償の対象でないということに法の上でなっているのですよ。国籍条項と申し上げねばなりません。

私は、難民条約のときあるいは国際人権規約を審議するとき随分、国内の外国籍の人に対する処遇に対して、年金もそう、保険もそう、住宅もそう、改善されたことを覚えていますが、内国民待遇というところで、ところが、たった一点この問題だけが除外にされてきたんですが、なぜこれが問題にならないかかったかといういきさつが否としてわからない。

なぜこれだけを外されたんですか。ほかの年金にしたって保険にしたって、いろいろとそれ以前と違つた、取り扱いを変えようというものが難民条約や国際人権規約のときの国内的措置として問題になったんですよ。だけれども、この財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定では、影響を及ぼさないはずの在日の人々を切り捨ててしまっているという格好になっているのですが、これは一体なぜですか。

○柳井政府委員 この協定の二項で一定の例外措置が規定されているというところは、先生おっしゃるとおりでございまして。この二項で(a)と(b)という二つの例外がございまして、その(a)というのが先

ほどお読みになった例外でございまして。

この意味するところでございすけれども、「千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある」一方の締約国の国民ということをおっしゃるんですが、これは実際には主として在日韓国人の方々を指しているわけでございまして。そのような方々の財産、権利及び利益についてはこの規定の例外とするというふうに述べているわけでござい

ますが、先ほどちょっとお答えいたしましたとおり、この財産、権利及び利益というのは、合意議事録におきまして、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいう」ということが日韓間で了解されているわけでございまして。したがって、そのような法律上の根拠に基づく財産的価値を有する権利ということのはこの協定上は例外にしている。

そして、先ほど申し上げました財産権を消滅させる法律を当時つくりましたけれども、その中でも、このような在日韓国人の方々の法律上の根拠のある財産権は除いている、すなわち消滅させていないということとございまして。その限りにおいて、この協定の処理の例外になっているということとはそのとおりでございまして。ただ、一般的なそういう法律に基づかないいわゆる請求というものは、この規定の例外の対象ではないわけでござい

ます。他方、いろいろな国内法で国籍条項があるというところにつきましては、これはそれぞれ所管の官庁におきましてその法律の制定の経過を承知しておりますので、必要があればまた照会いたしたいと思ひます。

○土井委員 さあ、そこで外務大臣、今の御答弁はまたややこしい、わかりにくい御答弁でしたが、二点しつかり外務大臣に押さえておいていただきたい、そして最後に一言言つて、私はこの質問は終えたいと思うのです。それは、今、日韓間の請求権並びに経済協力に関する協定と略して言ひましよう。この条文の中

では、個人の持つ請求権についてこれは認められているというところが一点。二点目は、第二条の二項のところで影響を及ぼさないはずの在日韓国人に対して影響を及ぼして、そして当然認めなければならぬ戦争による被害に対する手だてというのを、法律の中で国籍条項をわざわざつくつて対象としていないという問題です。これは、この条約の二条の二項からしたらおかしい取り扱いなんですよ。間違つた取り扱いと申し上げましよう。したがって、二点申し上げたい。

一つは、個人の持つ請求権というのは認められているんだから、したがって提訴ということも当然あり得るんですが、先ほど御答弁を承つておりますと、裁判の判決の結果をひとつ考えてというふうな御趣旨の御答弁でもありましたが、だから私がわざわざ、外務省がかつて調査をなすつた結果を裁判所は付言としてこう言われておりますよということを言つた意味があるのです。

もう一度言ひます。「ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益をうけていることは明らかであり、……裁判を起した人がです、……早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待である」と言つていらっしゃる。裁判所の判決というのはいつ出るかわかりません。これは、二年かかるか三年かかるか、場合によつたら五年かかるかわからない。その判決が出るまではひたすら待ち続けま

すというんじゃないのであつて、問題は「国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待である」、この点に対して外務大臣は、先ほど予算委員会の場所でした、御答弁の中で心あるこれに対しての対処の仕方ということがあつてしかるべきだという御趣旨の御答弁をなすつたやに私は知つていて、御趣旨の御答弁をなすつた。この二点、国籍条項を外すというこの検討が一つ、あと一つは判決を待つまでもなくこれに対してどのように考えていくかという問題、いかがですか。○渡辺(美)国務大臣 私は両方の意見もこれずつと聞いておるのですが、やはり日本は法治国家で

ございますから、法律に書いてあるとおり実行しなければならぬというところが一つだと思えます。

ただ問題は、法律問題としては裁判所があと結論を出すかという問題でしょう。しかしこの従軍慰安婦の問題というのは、私は法律の問題ということではなくて人道的な問題であって、政治問題であることは間違いないと思います。大変痛しい、胸の痛むような話でございまして、まずその実態を調べなきゃならぬということで今官房を中心に調べておりますので、そういう実態の上になんという政治判断をするかというところは、これは法律の問題じゃない問題でございまして、何らかの私は、けじめと言つては語弊があるのかもしれないませんが、結論を出す必要があると考えております。

○土井委員 終わりますが、それは外務大臣のごろですか、今結論を出す必要があるとおっしゃる結論は。

○渡辺(美)國務大臣 調査の終わり次第、日本側でも調査をしているし韓国側も調査はしておりますので、その多年月を要することはないだろうと思ひます。

○土井委員 きょうのところはこれで終えますけれども、法治国家としてという立場に立てば、締結した国際条約、国際法規並びにそれに従つて制定された国内法規、これを基礎に置いて考えても今の日本の取り扱ひというものはそれに反するといふおそれが非常にあるといふことも私は予言しておきまして、これは改めてまた申し上げます。

○麻生委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時一分開議

○麻生委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 渡辺美智雄さんとは税制その他で政策責任者として随分親しいか、あるいは激しい議論を長年させていたと思いますが、こういう場で御質問申し上げるのは初めてでございまして。しかし、午前中もございまして、大変重大な事態でございまして、御健闘を期待しながら、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、午前中にも新しい世界秩序、国際秩序という言葉が出てきて、どういふシナリオになるのかは模索をしてみなければわからぬ確かに現状であります。そういう話が出されました。私は冒頭に伺いたいのでありますが、この一年、二年、三年、まさに歴史が音を立てて目の前を動いているというふうな状況であります。日本のポジションと日本の役割はかつて大きく変わりました。いろいろな意味での大きな構想が求められている、世界からそれを見詰められているというのことは事実であろうというふうに私は思ふわけであり

ます。もう二年ちょっと前になるのですが、ヘラルド・トリビュンに出た論文を読んだことがございまして。オーストラリアのエバンズ外務大臣の論文が載つておりました。翻訳をしてみたいと思ひました。読んでみたことがございまして。もう二年前なのですが、その時点でも、あの方がおっしゃっているのは、アジアにもヨーロッパ型CSCA(全アジア安保協力会議)が必要という論文でございまして、そして、アジアとヨーロッパはまさに経済面でも安全保障の面でも非常に構造と条件が違ふ。私もそう思ひます。これは事実であります。しかし、これから先、アジア地域にも同じような新しい新しい構図が求められているということではないだろうか。

これらについては、その後読みましたニュースでも、カナダの外務大臣やあるいは別の意味でアメリカの國務長官の論文などもさまざま出されておりますが、そういう新しい制度、システムをつくっていくという時代ではないだろうか。確かに

現状は二国間あるいは地域単位でさまざまな対話のプロセスを不断に追求して、そして網の目の一本一本の糸をより緻密に粘り強いものにしていくというものが現実的ではある。しかし、そういう展望を常に持ちながら新時代の努力をしていこうではないかという論文がございました。

また去年の夏ですが、カンボジアや東南アジアと野党と一緒に訪問をいたしました。タイに参りましてタイの外務大臣と首相にお会いをいたしました。タイの首相がおっしゃるには、今パンコクから見て南の方というASEANの地域は、経済的にもあるいはまた平和中立という意味でも、ほぼ安定した構造になっております。しかし、ここから見て北の方、カンボジア、ラオス、ベトナムなど、これらは今途上にあります。これらが安定したシナリオができた場合には、東南アジア全体に新しい時代の構図がでる上であるまいしょう。そのときに、アメリカとの関係、日本との関係、さまざまな努力をしなくちゃなりません。やはりそういう展望の中でぜひ日本が展望のある、そしてまた同じアジア人としての友情と有益な貢献をしてもらいたいというふうな話がございました。私はそういう意味から申しますと、今日の政治の状態というのは非常に残念な気持ちがいっぱいあります。

渡辺外務大臣、副総理としてのまた次を展望する立場にあるわけでありまして、やはり目の前のポリシーとしては非常に困難かもしれない。目の前はさまざまなほぐれた糸をほぐしたり、つないだりしなくちゃならぬ、これは事実であります。同時に、何か新時代の大きな展望を持つというふうな迫力と申しましょうか、そういうものもまた、日本国民も世界を見詰めていくということではないだろうか。何年か前でしたが、衆議院の本会議場で韓国の盧泰愚大統領の演説を伺いました。あのときもそういう意味で非常に感銘を受けた覚えがございまして。

それらを考えますと、CSCA構想あるいはアメリカとの関係などを含めまして、そういう気

概と申しましょうか、展望を持ちながら、目の前でどう努力をするのかということが求められている時代ではないかと思ひますが、外務大臣の御見解をまず伺いたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 日本は、ヨーロッパの安全保障会議がカナダまで入るといふのですから、日本もオアザバーで入れないかという話は実はしているのです。まだ決まったわけではありません。日本は、アジアにおけるAPECですね、まず経済問題でお互いに助け合いながら発展していこう、開かれたAPECは賛成というところでやっておりますが、アジアの安全保障会議というのを我が国が今言い出す時期ではないんじやないか。一つの構想としてはそういう話が出てくることは決して悪いことじやないかもしらぬが、日本がリーダーシップをとるといふときではない、そのように私は今のところ考えております。

○伊藤(茂)委員 日本がインシアチブをとるとか首頭をとるとかという意味で私は申しているんではございせん。やはり幾つかのさまざまな国が共通の幹事役として汗を流しながら新時代をつくっていくということであると思ひますし、何かそういう、やはり目的意識的な将来展望というものを常に念頭に持ちながら、目の前のさまざまな問題をこなしていくというふうなことがありま

せん、またそういうことが求められている今日の時代ではないだろうかという気持ちで申し上げたわけでありまして。

大臣の御答弁でございまして、外務省全体としてもさまざまな分野でそういう御勉強なり検討をぜひやっていただきたいと思ひます。また、公式、非公式にいろいろなことを与党、野党などを含めまして、あるいはお役所と政治家の枠を超えてさまざまなお互いに議論しなければならぬ今日の時代ではないだろうかという気持ちがいっぱいしております。そういうことを前提にいたしまして、幾つか質問させていただきますと思ひます。

一つはカンボジアの問題でございまして、今UNTACの全面展開という方向に向けてまして、この

春にはということ動いているわけでありまして、また、明石さん、緒方さん、日本から出まして活躍をされている方が大きな責任を担うということにもなりました。それだけに国民の中にも、みんなが合意できるいい方向でまじめに積極的の日本もやらなくちゃという気持ちが大いというふうには私は思っています。明石さんも緒方さんもやはり日本から出られた方として、誇りある役割を果たせるようにというふうにも私も思っているわけでありまして。

そういう意味から申しますと、UNTAACの全面展開、四月、五月にもそれが完了するかと書かれております。二万人前後の非常に大きな規模になつていく、国連史上最大の規模と言われているわけでありまして。ちよつと心配しておりますのは、本年度予算案の中の外務省予算につきましても、説明をこの間伺いましたが、そういうやはり大きな仕事をしていく、それは国連という枠内での仕事もございまして。国連の中ではさまざま、分担比率に應じて日本も支出をする。当然なわけであるわけでありまして。それから、二国間の協力も大いにしなければならぬということになるわけでありまして、何か外務省の予算の御説明を伺いますと判然としたしません。相当の額になるのではないだろうか、また相当の額を当然やらなければならぬというふうにも思いますが、その辺はどうお考えになっておりますか。

○丹波政府委員 お答え申し上げます。

昨年だけでもPKOが五つも設立されました、先生が今おっしゃっておられるUNTAACはまさに今週か来週正式な設立の決定を見るというような状況でございます。それで先般ユーゴに対するPKOも決定されたことは御承知のとおりでございます。このUNTAACとユーゴのPKOの二つとつた場合の総合的な経費につきましては、実はまだ二つも決定されておられません。しかしながら、一部報道されておりますUNTAACの経費につきましても、義務的に割り当てられる全体の経費は二十億ドル前後ではないかという報道がございます。

います。これは私たちとしては当たらずとも遠からずの数字ではないかと考えております。まさにこれが割り当てられる場合、日本は御承知のとおり一・四五％を少なくとも分担しなければならぬ。国によっては、アジアにおけるこういう活動であるので、もっとそれを上回る経費を負担してほしいという期待が表明されているというのも事実でございます。まさに今後これを来年度予算でどう処理するかというのが頭の痛い問題であると考えております。

当面処理しなければならぬ経費は、実は二月の十四日に国連総会決議がございまして、これはUNTAACの当面の立ち上がり経費として二億ドルというものが決定されております。これによりまして当面必要な宿舎の建設、下水道の建設あるいは車両の購入、そういった経費に充てようということでございます。これにつきましては、日本としては少なくとも一・四五％を持たなければならぬ、かつ、早急に支出をしなければならぬということ、どこから出すかということ、まさに現在検討中の状況であるということでございます。

○伊藤(茂)委員 二十億ドルというお話がございました。しかし、国連で御相談なさるところの見積もりというものがございまして。大臣もいらつしゃつておりましたが、私も参りまして、これから先、今予測できないあるいは予想以上にと申しましようか、さまざまの対応が必要になるというところも私は考えなければならぬというふうにも思っております。それらのことを考えますと、しかも四月、五月という段階にはば全面展開完了というふうなスケジュールになるようでありまして、これらに対する対応を現在の外務省予算でやれるのですか、予備費でやれるのですか、あるいは将来補正になるのですか、どういう展望を持ってこれらのことをきちんとやろうというふうにお考えになりますか。

○丹波政府委員 ただいま最後の方で、まず御説明申し上げました立ち上がり経費に約二億ドルの

一・四五％、絶対額にいたしますと二千五百万ドルになりますけれども、もし今年度予算で処理しなければならぬということになりました場合、外務省の予算の中には入っておりませんので、それ以外の方法で処理しなければならぬわけでございます。この点について現在大蔵省と相談中であるということでございます。

決定されてはおりませんが、二十億ドル前後と報道されておりますところの義務的な分担金につきましては、来年度予算の中から支出する方法を、またこれも大蔵省と協議の上探求していかねければならない、そういう状況にあります。

ちなみに、報道されております二十億ドル前後の数字に加えて、やはり報道されております九億ドル前後の数字がございまして。これは復旧あるいは難民の帰還ということで別途国際社会にツケが回ってくる数字であらうかというふうに見えております。これについても日本は何らかの支出を要請されるというふうにも考えております。

○伊藤(茂)委員 どちらとしましても二十億ドル、そのほかに緒方さんが御苦労なされる難民の問題など、大きな規模でございますから、いろいろなかことがあるのであります。外務大臣、そういう中で日本が積極的な役割を印象づけられるような努力をお願いしていきたくと思ひます。

二国間の関係のことで二つお伺いしたいと思ひます。一つは、四月以降にということのようですが、カンボジア復興に関する国際会議を東京、本邦で開催をするという予定になつて計画をされているようでありまして。それについて伺いたいのですが、私は、短期短期、その都度という段階ではない将来展望が求められると思ひます。例えばUNTAACが治安あるいは選挙に向けての一つの任務を完了するといふふうなスケジュールになっているわけでありまして。しかし、それらをやるについても、カンボジア自身の基礎的なインフラも含めた全体の社会経済の安定というものがなければ、これも成功しないと思ひます。UNTAACから、国連の

管理から、次の段階への展望というものも生まれてこない。同時並行的に国連のやることに協力すればいいのだというだけではない、特に日本が大きな役割を持った計画というものが求められてくるというふうなことがあると思ひます。

日本で開催をするということになりますと、主催国としてもそれにふさわしい、いい役割またはいい構想を持って対応していくというのが当然のことであらうかというふうにも思ひます。ただ、その具体案というところまでは当然いかならないと思ひますが、その方向に向けての準備なり心構えというものを伺いたいというのが一つ。

もう一つは、大臣、前にチャ・シムさんとお会いしたときも話題になりましたが、私も行くと思ひます。見えてくるのですが、例えばジャパンブリッジ、日本橋の問題とかあるわけでありまして、これはみんなやらなければならぬと思ひます。与野党、政府、新しい大使も問はずみんなそう思っているわけでありまして。二つの調査団が派遣されたというお話伺っているわけでありまして、こういうことは早く実行するということが必要ではないだろうか。これは向こうの方々からすれば、あるいは世界からいろいろとUNTAACに参加をされる方からしましても、日本の活動の象徴的な存在として印象づけられるというふうなことではないだろうかと思ひます。

二つの調査団派遣ということは何つておりますけれども、どうなっているのか、あるいはいつの時点でこういうことは仕上げてやる、仕上げてあげます、そもそも日本の援助でつくったものから、そういうことを具体化するということが必要であらうと思ひます。やらなければならぬものと、やりましようだけではないというものが必要ではないかというふうにも思ひます。これから四、五月のUNTAACの展開などを考えますと、当然必要ですから、もう突貫工事で大至急、こし前半のうちに完了してすぐやり出すとかというふうなことが内外から見ても適切な対応ではないかというふうに思ひますが、東京会議

と二国間の援助の構えの問題、いかがでしょう。

○渡辺(美)國務大臣 御承知のとおり先般社会党の委員長が团长でカンボジア視察をやった。いろいろ報告も受けた。そのとき上原さんも行ったですね。それから最近、その後、自民党が团长で、自社会の各派各党から超党派の調査団がカンボジアに行つて帰ってきた。きのうあたり帰ってきたばかりでございます。詳しい報告はまだ受けておりませんが、一致しているところは、今伊藤先生おっしゃったようなことで、せっかく日本がカンボジアと平和の宰相東京会議で、インシアチブをおとしとったのだから、積極的に参加をしてやってくれという話でありました。それにつきまして、何といつてもお金の問題でございまして、まずは予備費などはもうほとんどございまして、一日も早く予算を成立させていたで、年内成立をさせてもらつて、すぐに四月早々あなたの御要請に応じたい、そう考えておりますから、予算がいつ成立するかは共同責任でございまして、なるべく御協力をお願い申し上げます。

第二番目は、二万人の中の一万人からP K Oを各国から今募集をしておるところでございまして、インドネシアなどは憲法で海外には兵隊を出さないということになっておるんだそうでございまして、しかしそれは軍事的な目的でなくて本当の国際協力だということで、八百人程度出す予定だということをおの間インドネシアの外務大臣が私のところへ来て話しておりました。

日本もカンボジアに行つたときに必ず言われることは、まず何といつても地雷の撤去から始まらなかならぬ。それから治安の確立をしなかならぬ。それからやはり武器を供出してもらわなかならぬ。それからちゃんと保管するなり破壊するなりしなかならぬ。そういうふうなことから始まらぬと、文民を入れるといつたてそう簡単にはいかないといふことで、日本に対してはいろいろなこと、通信とか衛生とかそんなものいろいろなことでP K O活動をやる分野がある

んだからお願したいといふ話がおこるわけにございまして、これもひとつ、どういふように法案をなすのもう御相談にのるわけですから、日本も参加できるようにぜひとも社会党の特段の御協力をお願いを、いい幸いですと思つて申し上げる次第でございまして、よろしくお願いたします。

いふということが明らかになつていふことだと思ひます。やはり一番正直なのは国民世論で、国民の多くの皆さんは、幾つか新聞の世論調査を見ますと、やはりこういう時代の中で日本は世界のために金を出し、汗を流し、いろいろな協力をしなくちゃならぬ、これはやはり憲法にあるような国際社会において平和国家として誇りある地位への道だといふふうに思ふようになっていふことが多数派であります。

大臣、予算案の要望はありましたけれども、私が言ったのは、あのアノンペンの町の周辺でまさに象徴的なわけですね。大きな川に橋があつて、日本が援助して、ピアが一本と百メートルほどぶつ壊れている、これを何とかしなかならぬ。今、船で行つてゐるわけですから、こういうことをどうするのですか。五月には世界中から展開をしていくというときに、ああ、日本が橋を援助してつくつたのに内戦でぶつ壊れてそのまゝ何も手をつけてないで、さあ、ということじゃあ悪いでしょう、これは、そういうことを最優先的に例えはこしの夏中とか秋までとか、まさか年末といふことはないと思ひますが、そんなもの、日本の技術と日本の応援体制で行つたら幾らも時間からかからないと思ひます。そういうことをどうしますかという、向こうからしても関心の一番深い、世界から見ても一番象徴的なことについてどうですかというのを聞いてゐるのです。

同時に、国民のまた多数の皆さんは、今、日本の自衛隊が部隊として旗を持ってどんどん出かけていく、理屈としては確かに作戦、戦争ではない、国連の、あるいは戦後の処理の問題といふことが、しかし、それでもやはり大きなそれについての懸念と不安を感じてゐる、数字でそう出ているわけでありまして。

○伊藤(茂)委員 P K Oの議論は次にばつちやりましょう。

そういう中で、我々政治の責任としては、どのようにその国民の不安を解消しながら、どのように国民の合意できる、あるいは国会の中でも、私は、自国民ではない自社会民など、できれば全政党、大多数の政党が合意できるようなことをやるべきではないか、三党から四党へ移すべきだといふことを昨年も一年間いろいろな機会を通じて主張してまいりましたが、そういう努力と知恵でやるのが私は今日の時代における内外の政治の責任だといふふうに思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 全く御趣旨もつともございまして、お金がないわけではございませんから、やはりこれも至急予算を成立させていたで、もう調査団も出したことでもございまして、最優先的にこれは取り上げたい。全く私は同じ意見なんです。

○伊藤(茂)委員 大臣の答弁の中でP K Oの問題がございまして。私はこう思ひます。今法案が参議院に回つておりますが、衆議院の経過その他を見ても、これは国民の見る目も、あるいは法案内容の国会の議論の中でも数々の重大な問題をはらんでゐる、おかしな問題をはらんでゐるという感じが明らかになつていふことだと思ひます。やはり一番正直なのは国民世論で、国民の多くの皆さんは、幾つか新聞の世論調査を見ますと、やはりこういう時代の中で日本は世界のために金を出し、汗を流し、いろいろな協力をしなくちゃならぬ、これはやはり憲法にあるような国際社会において平和国家として誇りある地位への道だといふふうに思ふようになっていふことが多数派であります。

○伊藤(茂)委員 大臣の答弁の中でP K Oの問題がございまして。私はこう思ひます。今法案が参議院に回つておりますが、衆議院の経過その他を見ても、これは国民の見る目も、あるいは法案内容の国会の議論の中でも数々の重大な問題をはらんでゐる、おかしな問題をはらんでゐるという感じが明らかになつていふことだと思ひます。

○伊藤(茂)委員 大臣の答弁の中でP K Oの問題がございまして。私はこう思ひます。今法案が参議院に回つておりますが、衆議院の経過その他を見ても、これは国民の見る目も、あるいは法案内容の国会の議論の中でも数々の重大な問題をはらんでゐる、おかしな問題をはらんでゐるという感じが明らかになつていふことだと思ひます。

るように早く大きな役割を果たすといふのが今カンボジア問題についても日本が果たすべき道ではないだろうか。カンボジア問題の処理、カンボジアの和平、その後また近頃のアジアで大きな地域紛争の危険性が高まっているというなら別であります。今そういう状況が目の前にあるとは私は思つておりません。朝鮮半島もいふ方向に向かつてゐる、もう後ろに戻ることはないといふ今日の朝鮮半島の状況であらうといふふうに思つてゐるわけでありまして。

きょうの新聞を見ましたら、梶山自民党国対委員長が、五つのシナリオがある。何かといふと、その中の五番目のシナリオは今の法案は両方とも廃案といふふなことを、四番目は援助隊だけ成立といふふなことを、三番目は援助隊だけ成立といふふなことを、二番目は援助隊だけ成立といふふなことを、一番目は援助隊だけ成立といふふなことを、何かが小手先の法案の扱いではないといふ発想が必要ではないだろうか。

これからさきまういふ議論を与野党間でも国会でもやるべきだ、やられるであらうといふうに私は思ひますが、これは大臣に対する注文になるわけにございまして、きょうの新聞にも梶山さん、そんなことも申しておりますが、大臣、いかがですか、そういう発想を持つて何か目の前、日本が現実的に役割を果たし、与野党間も、国民が合意できる知恵をこの際新しく絞るということが必要であらうと思ひます。御検討いただけませんか。

○渡辺(美)國務大臣 今の自衛隊を出すといひましたも、戦争に参加するわけじゃありませんので、今すぐ役立つわけですよ。新しく別の組織をつくつて民間から募集してといふようなことを

やつても、半年、一年すぐかかってしまうわけですから、今の法案でもこれもう二年越しになつておるので、それで事は相談だということ、我々としても柔軟な対応をしようということですから、社会党の方も一歩譲つて、ここで私はPKOの議論をするつもりはありませんが、聞いてみる、個人個人では賛成している人はかなり多いですな、社会党の中も、ですから、必ず私はこれは話とはまともな人じゃないか、そう思つて期待をしておるところでございます。目に見えなことをすぐやりたいと思つておりますので、何分の御協力をお願いいたします。

○伊藤(茂)委員 渡辺さん、外務大臣になられて前とは違つた、次への意欲も含めて新しい現実に対応するさまざまな新しい発想を持つて、しかも積極的に御発言なさるようにと期待したわけでありましたが、それは違つたようでありまして、まあここでその議論を、今すぐ解決がつくわけじゃありませんから、しかし、私はそう思つております。それから、何か我が党という話がございますが、私も党の三役の一人として申し上げますが、我が党は、今も私が申し上げたような方向で事態が処理されるべきであらうということ、党全体の気持ちとして、田邊委員長も含めまして私はそういうふうにとめていくつもりであります。そういう議論はやはり国民の皆さんにも一番御理解いただける立場であらうというふうに思つておりますから、また真摯な議論はしてまいりたいと思ひます。

そういう渡辺さんの御発言を聞きますと、ちよつと一つどうしても何つておかなければならないことがございます。先般与党自由民主党におきましては、いわゆる小沢調査会報告が出されました。内容を見ますと御案内のとおりでありまして、その方向で参りますと憲法解釈論、集団的自衛権の行使あるいは海外派兵が実質的に認められることになる、あるいはその結果、現行憲法の解釈は大きく変質するというようなことになつてまいらると思ひます。少なくとも現在の政府が国連軍への自

衛隊の参加の問題について言つてきたことは全く逆の立場ということになるわけでありまして、宮澤総理は、党内に幅広い意見があつて、その中で有力なと申しましたでしょうか、何か意見としてというふうな御答弁であつたようであり

ますが、私は、外務大臣、やはりこれからの時代を考へますと、日本自身の軍縮とか、それからこれからの、冒頭にCSCAということと申し上げましたが、そういう意味での新しい発想と構想をどう組み立てるのかとか、そういう新しい時代における日本の生き方の大きな枠組みの議論がなければならぬと思ひます。

去年の暮れもドイツのボンにおつて、いろいろな議論をいらつしやる議員の人たちとしてまいりましたが、やはりドイツの場合、僕は偉いと思ひますのは、そういう議論をしている、その上に立つて、現実PKOあるいは基本法の対応などを議論しているという点を私は評価して帰つてまいつたわけでありまして。私も共同の責任かもしれないませんが、そういう議論が非常に少ないというのが今日の議会の状況ではないだろうか、大きなスケールの議論をやらなければならぬというふうなことはなかりと思ひます。

前に本会議で一通お伺ひしたのですが、去年の夏ごろでしたが、ドイツのワイツェッカー大統領がシュビーゲルにインタビューを書いたのを読んだのですが、それらを見まして、我がドイツは日本と一緒に安保理事会の常任理事国になるという方向を目指すべきであらうか、そうではないかと思ひ、湾岸戦争は終つたし、これは二度とあつてはならないというさまざまな努力をみんながやらなければならぬ、同時にこれからの世界を考へると、地球環境あるいは南北貧困、さまざまな人類的課題がある、ブルーヘルメットに対応するグリーンヘルメットというふうな大きな構図が今世界で求められていて、そういうものの提唱者となり、あるいは創設担い手となる誇りある道を行こうではないか、これが我がドイツの新しい世界における生き方だと思ふと書かれておりまし

た。私は非常に感銘を受けました。

その是非は別にいたしまして、そういうスケールの議論をしながら考へていかなければならぬというのが今日の時代であらうというふうな思ふわけでありまして。外務大臣・副総理にそういう方向でやつていただきたいなと私は期待をしているわけでありまして、それとは違つた意味での小沢調査会の報告というわけでありまして、これらを外務大臣としてどのようにごらんになつておられますか。

○渡辺(美)国務大臣 質問の最初のところはわかりませんが、後のところはちよつと私理解ができないので、お答えがうまくいくかどうかかわかりません。

小沢調査会が出した案というのは、党で三役とか役員会とか、そういうところで全部真剣に議論されておるといふことはまだ聞いておりません。一つの考へ方だ。これは同じ社会党の中でもこの間朝日新聞に投稿された方がありまして、似たような発想でPKOを考へていらつしやいます。やはり違ひはな、そう思つたのです。

しかしながら、現実の問題としては国連軍というものがつくられたこともありまして、したがつて、政府としてはそのことについて深く研究したことがないといふことも事実でございます。今のPKO法案といふものは小沢調査会と同じ発想でできているわけじゃございませんから、だからいろいろ苦心をしていろいろ条件をたくさんくつつけて出されておる。小沢調査会の考へ方なからあんな難しい法律をつくらなくつて、もっとすらすらと短い法律で私は恐らくできやうんじやないか。しかしながら、そういう考へをとつておられないものですか、現在のPKO法案といふものはいろいろ条件をつつけて、そしてこしらえてあるといふことであります。

後のところ、もう一通ちよつとお願いいたします。○伊藤(茂)委員 後のところは渡辺さんとしての意見です。後、のところは渡辺さんとしての意見です。後、のところは渡辺さんとしての意見です。後、のところは渡辺さんとしての意見です。

うことを書いています。いわゆるグリーンヘルメット構想とか、ドイツの社民党の中でもそれから大統領のレベルでも議会でもそんな議論をしているんですね。広い意味でいいましようか、これからの世界における我がドイツの生き方、どうかという大きな議論を前提にした上で今日ドイツのPKOあるいはPKF参加の問題などを議論されておるといふ点を評価しているし、またそういうことに我々もレベルを大きく上げた議論をしなればならないという気持ちを申し上げたことですから、念頭にとどめておいていただければいいと思ひます。

ただ、今小沢調査会の答申、草案ですかについての大臣のお気持ちを伺ひました。今出されている、政府として責任を持つて出されている、我々は反対ですが、PKO法案はそれとは違ひます。たしかそのとおりです。そういうことを申されまして。そういうことから援用しますと、現役の外務大臣としてはやはり今あつた発想を政府で取り入れるとかいふ意味での積極論ではない。消極的、否定的といったら大げさですかね、というふうな対応という印象でとらえてよろしうござい

ますか。党内のこととおつしやいましたが、私も一人の議員が書いたのを読みました。おたくと言つてはなんですが、自由民主党の皆さんの中でも、あの憲法調査会の会長など私も幅広く仲よくお話をしたりしていただいております。社会党はあれを見て頭にくるだろう、まあ社会党の手をかりるまでもなく党内で始末するなと言ふ人もいますし、まあいろんな議論が自由闊達にあるという状況だと思ひますが、そのとらえ方として外務大臣としてはあつた報告を今まさか、失礼かもしれませんが導入すべきであると思ひにないと思ひますが、積極的か消極的か否定的か、どういふ感じで大臣はおとらえになつておられますか。

○渡辺(美)国務大臣 これは自民党の中でも本格的な議論を私はしてもらいたい。多方面から

多角的に検討をしてみたいと思っております。憲法論議というものがタブーであつてはなりません。大いに議論をされたい。しかし、現在のところ我が宮澤政権としては、国連軍もできていないので、それを検討するということは考えていない。したがって、現在の段階において我々は小沢調査会の考え方での法案の処理をするという考えは持っておりません。

○伊藤 委員 次に移らしていただきます。ウルグアイ・ラウンドの問題であります。

外務大臣に特にこれをお伺いしますのは、正月以来、渡辺さんは三、四回ほど目立つ発言をされて、その経過を見ますと総理大臣と何かこうキャッチボールみたいな格好でだんだん状況をどう雰囲気をつくっていくのかというふうな流れのような気がいたしますので非常に注目をされてきたわけでありまして。そして私は官房長官なんかに入られて伺いますと、いやいろいろ大臣これはおっしゃっておりますが、閣内不統一というわけではなくて大枠では同じ方針を言っているというふうなわからない話でありまして、私もはそのときにあなた方は二枚舌だと言って、一枚の舌は農水大臣が、もう一枚は外務大臣がもしもせんが、というようなことをやり合った覚えが実はございます。

渡辺さんは農業問題に非常に関係の深い方でありまして、私が言うまでもありませんが、今日の日本が世界最大の輸入国である、それから生産制限が三割にもなっている、こんな国は世界じゅうにない。自給率もまたに低い。それらを含めて、国会決議もある。そしてまた、これは当面やむなし論で、ガットの成功はもろろん大事です。ウルグアイ・ラウンドの成功はもろろん大事です。しかし、何かやむなし論のように農民に泣いてもらうというふうな形というのは、私はまずいと思います。そういう意味から考えますと、いまいちやはり主体性のある対応が必要ではないだろうか。

一つは、国民食糧の全体の構想がこれからどう

なっていくのか、自給率問題、安全性も含めてですね。それから二つ目には、ウルグアイ・ラウンドがあらうとなかろうと、非常に危機的な構造、後継者の問題も含めてそうですが、そういう日本の状態。それから、重大な影響を持つ緑、水田などの環境の問題。そして、そういうものを踏まえたものが、七年後、十年後と申しましょうか、十年タイムで一体どういうことになるんだということに對して政治は、あるいは政府もそうですが、責任を持たなければならぬということだと思ひます。

そういう意味から申しますと、渡辺さんが正月以来何回か発言をされてきた経過というものは、従来政府がとってきた保護政策の変更と言わざるを得ないし、これは報道、解説、みんなそうなっております。そしてまた、これから先の展望を考えますと、日本の農業だけではなくて、国民食糧全体を含めた将来に非常にこれは困難な状況をつくり出すということになってくるというふうに思ひます。

きのう、僕は新聞を見ましたら、宮城の選挙もあつて外務大臣は貝になったというのが出ておりまして、選挙が終わりましたらまたばっくり口があくという貝では困りますし、私も明日は宮城県の大きな演説会に参りますので、しかと承つておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺(美) 國務大臣 私は、世界経済を繁栄を持続させて、より発展させるために、ウルグアイ・ラウンドの成功はぜひとも必要であるというのが基本的な物の考え方でございます。

ただ、アメリカ等に言っていることは、百点満点を全部とらうとしてもそれは無理です。百点とらうとすると、場合によってはウルグアイ・ラウンドはつぶれてしまう。ナッシングになつちやつて、せっかくの二年間の苦勞が水の泡。それで逆に保守化してブロック化したり、そういうようなことになるためになつてしまふから、せっかく知的所有権とか金融、サービスとかという新しい分野も今度はこの中に、取り決めのの中に

入ってくるわけですから、非常にプラスの面も多い。だけれども、農業問題が実はこの国でも厄介な問題でありまして、日本としては、米問題についてはその例外にしてくれという要求は今でもそれはやっております。米ばかりでなくて、農産物、加工品も含めて例外にしてくれという要求をやっております。全部その例外にしてしまふということができるかどうか、これは非常に問題がありまして、我々は米というものは何があつても例外にしてみたいということ。今後とも交渉を継続していくという考えであつて、私が関税化を全部に容認したというようなことはありません。

ともかく、関税化というのはどういうことかというところ、わかつておりませんから、だから、部分開放というのはこういうことです。関税化で一部開放というのはこういうことです。それで実際上は、しかしこれは多額の高額関税をするから実際は入つてきませんよとかというように解説をしたことは事実。したがって、新聞をよく読んでもらえばちゃんと間違つたことは書いていないんです。ただ、最後のころに、関税化を示唆したものとと思われるというように書いてあつて、見出しの方は別なことがついていてるわけですから、大体が示唆したものと思われると、推測記事なんです。よ、ね、これ。だから余り文句も言つていけない、見出しだけだつたら文句言うんですが。

そこで、我々の言っているのは、そんな示唆したものではありません。政府交渉で、私の命令で交渉しているわけですから、交渉者が、それは関税化は認めますなんて言つておりませんから、一言も。それで行き詰まつちやつておるということも事実なんです。さらに粘り強く交渉を進めるというところであります。

○伊藤 委員 新聞のことをおっしゃいましたけれども、特に大きな新聞の見出しを見ましても、「コメ、関税化受諾を 外相示唆 部分自由化より得」、それから「外相 農家所得保障を言明」「コメ開放」重ねて積極論、「外相、関税化受諾を提

唱 「高税率なら影響少ない」、こんな大きな見出しですからね。だから、みんなそう思っているわけですよ。渡辺さんはこう言っているんだと思つてゐるんですね。まあ、余りはつきりしたお話しやなかつたのですが、それでもお言葉の中に、米の関税化、それから、ではない方向にということで今後とも努力をしていくという趣旨のことがございました。どうですか。これは非常にデリケートな問題であると同時に難しい問題なので、私は、正月以来の外務大臣の発言に非常に神経をとがらしているのはこういうことだつたんです。

去年の十二月十八日、私も、宮澤総理に申し入れをいたしました。総理とお話ですから記録をとつてございますけれども、そのとき総理の方は、米に関税化という考え方はおかしい、アメリカもECもまとまつていないし、ウェーバー廃止も難しいようだ、国内法、食糧法の改正は国会の事情からいつてできない、ベーカー長官にもできないことは約束できないとはつきり言ひましたというふうに、総理からお言葉をいただきました。そして、年を越しましたら、正月早々から渡辺美智雄発言がどかどか出てくるということになつてゐるわけでありまして。今お話しがございましたが、私もそれは満足いたしましたけれども、またこういう見出しに続々出るようなことに発言が変わらないように、これは正式に委員会の場ですから、きちんと確認をさせていただきたいというふうに思ひます。

時間がございませぬから、一点だけ簡単に聞きたいと思ひます。財界その他からいろいろ議論がございまして、これは特に外務大臣の立場が関係することです。それから御意見を伺いたいのですが、ガットで一番得をしてきた、一番恩恵を受けたのは日本である、したがって、日本の都合ばかりそう申し立てるわけにはいかないではないかというふうな言い方が、特に財界などから出されるわけでありまして。私は、政府、政治の立場から見たらどうそれを

考えるのか、大事なことでないかと思ひます。

確かに日本は、国際経済化あるいは貿易自由化という路線を進んでまいりました。これは日本としては、大きな方向として当然のことであろうと思ひます。ただ、そういう中で振り返ってみますと、非常にそれで発展した産業分野、あるいはもうけた産業分野と言つていいかもしれません、それから、非常にしわ寄せになる産業分野というのが生まれる。ですから、国際化、自由化の経済、あるいはボーダーレス経済、こういう流れの中で、やはりそういう国内摩擦が深刻に発生をする。その一つが農業であり、対価にあるものが例えば金融・証券とか、あるいは大きな輸出業者とか産業とかなのかもしれません。ですから、その得をした、成長した産業分野の論理を持って、しわ寄せを受ける、犠牲になる産業分野の論理を押しつけるといふのは大間違いだと思ひます。少なくとも政治としては、また政府としては、そういう角度から将来を考えるというのが、公平と申しましようか、ポリシーとしてあるべき方向ではないだろうかという気持ちがいいたします。

このウルグアイ・ラウンドの問題になりますとよく出る理屈でございますから、その辺はきちんと踏まえて物事をやる責任が政府にあるといふふうに思ひますが、そこは何かお考えでございますか。

○渡辺(美)國務大臣 我々はまず国全体の利益といふものを考えなければなりません。日本の経済が発展したのは、それは自由貿易、自由経済を基盤として発展してきたわけです。もう釈道に説法ですから、これは申しません。資源のない国が資源の消費国になつておるのも貿易のおかげでございます。日本はこれからますますハイテク分野に進んだ方がいいといふようなことが言われますから、いろいろな研究による発見、発明といふようなものもかなり国際社会において前の方で、進んでいるのです。しかし、こういう特許権のようなものが認められない、勝手に利用されてしまふといふことは困るわけでありまして、やはり

ガットにみんな入つてもらつて、そういうものは尊重されるということは大変なことでありまして。

またしかし、農家の問題も、経済がだめになつて農家がよくなるということはないのです。経済がよくなれば農家もよくなるというのが事実でございます。今農家の九割は兼業農家でございまして、七割は第二種兼業、はるかに農業所得よりも農外所得が多い。私の選挙区の中を見ておつても、農家の長男が、日曜日百姓をやりますが、輸出の日産自動車に勤めておるとか、あるいは本田に行つておるとか、ソニーに行つておるとか、どこに行つておるとかといつて、たくさんみんな長男、次男が家から通つて勤めておるとかというのが実態です。したがつて、そういうような、その輸出産業がだめになったがために、弟が首になつて労働力がふえたから農家が助かる、こういうことには全くならぬわけですね、これは。

でございますので、景気をどうして持続していくかといふ一つの方法として、大きな柱として貿易自由化の推進といふのがございまして、これはできるだけ多少譲り合つて、守るところは守つても、譲れるところは譲つてまゐりたいといふのが基本方針であります。

最終的にはこれは内閣総理大臣が決めることとございまして、私は副総理でございまして、どういふふうにするかといふことは最終的にはいづれ結論を出さなければなりません。しかし、我々は最後の最後まで米は例外だといふことで頑張つていこうというのが現状であります。

○伊藤(茂)委員 上原さんとかかります。ありがとうございます。

○麻生委員長 上原康助君。

○上原委員 外務大臣、連日どうも御苦労さまです。短い時間でちよつと伊藤先生の関連で立たせていただいたのは、緊急にお尋ねをしたい案件がありまして、お願いをします。

そこで、関連ですら質問を関連づけますが、外務大臣にひとつ確認しておきたいことがあるのです。今国会のいま一つの重要案件であるPKO

問題は、いずれまた頭をもたげてくると思うのですが、私は平和協力法案から昨年のPKO法案まで大変いろいろ苦労してまいりました。政治情勢も大分当時とは変わつてきておりますし、本席でも特別委員会でも、私は前中山外務大臣にも申し上げたんだが、社会党抜きの国際貢献、この種の大きな法案を無理に通そうとしても無理です。よといふことを言つた覚えがあるのです。まだそんなつたとは思ひませんが、結果的にそうなりつた。

最近、今伊藤先生も指摘されましたが、政府もFについては断念といふかあきらめざるを得ない、今もありましたが、柔軟に法案の修正には対応していききたいといふようなことを言つております。けさの一部のマスコミにもありますように、総理もFはあきらめたといふようなことのようにですが、外務大臣も、四、五日か前にそういう発言なさつておられますので、政府全体の考え方として、PKFは法案から削除をするといふことをお考えになつていられるのかどうかをひとつ確認しておきたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 実は、これは国対委員長にお任せをしております。交渉事でございまして、から、どういふふうにするか、いづれにしてもPKO法案はぜひとも、ともかくカンボジアへの協力の問題もございまして、今国会で上げてもらいたい。しかし、自民党の、政府の都合のいいことだけ言つても仕方がないこととありますので、それはやはり各党のできるだけ多くの御参加をいただくといふような形で、しかも現実的に間に合うといふような形で、ちよつとやつてほしいといふこととございまして、どこをどうするかといふこととを私は申し上げるわけにまいりません。これはもう橋山委員長に任せるといふことで、任してあるわけですが。

○上原委員 きょうはその程度にとどめたいわけですが、先ほどもありましたように、社会党が何か個々人でいろいろPKO法案全体に賛成かのような御発言があつたのですが、これは大変遺憾な

あれで、人を含めて国際貢献することには、社会党もそれは賛成しているのです。方法論です。ですから、皆さんどういふふうな形をとるか、しれませんが、これだけの経過と汚点がある以上は、ここは出直して、社会党の立場といふものを、考え方も十分入れたと野党合意の国民合意形成をつくつていただくことが恐らく早速になるであらうといふことを強く指摘して、ぜひいふうに御英断をお願いしたいと思います。

そこで、きょうは在日米軍基地のPCB汚染の件についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。これは必ずしも沖縄の嘉手納空軍基地であるとか海兵隊キャンプ・パトラであるとかだけじゃなくて、横須賀、厚木、岩国あるいは佐世保等々、ほとんどの在日米軍基地がPCB汚染で大変な状態にある、問題になつていいます。米下院の調査報告、いわゆるレイ報告といふもの、またいま一つは米会計検査院報告なども出ておるようで、これが明るみに出て、非常に関係者は憂慮して

この事態について政府はどのように実情を掌握して、またどういふ対策を今おとりにならうとしていられるのか、まず簡潔にそのあたりから御報告をお願いしたいと思います。

(委員長退席、宮里委員長代理着席)
○佐藤(行)政府委員 お答え申し上げます。率直に申し上げます、我々もこのレイ報告を手に入れましたからこの問題についての実態を掌握したわけでありまして、レイ報告自身もいろいろあいまいに書いてあるところもございまして、と

りあえずこれまでのところやりましたのは、米軍に對して、環境庁その他の方と協力しながら質問をいたしました。その内容については後ほど簡単に申し上げますが、それと同時に、合同委員会の中に環境問題を取り扱う分科委員会がござい

ますので、近々その場にこれをのせて、少し専門的に究明してまいりたいと思つております。これまでの米側からの回答でございしますが、た

だいま先生御指摘のように、さまざまな基地に広がっておりますけれども、レイ報告が指摘しておりますのは、基地の数多くございまして、例えば嘉手納につきましては、PCBについて二つの問題が残っている。一つは、PCBを使っている変圧器、大方は撤去したようでございますが、まだ二つ残っている。これも今管理してありまして、いずれ撤去するということをやっております。それからもう一つは、PCB汚染を受けた土地が、土が少し残っているということでありまして、これを今立入禁止にしてあって、これもいずれ撤去するということをやっております。

それから報告書の関連で、すべてがPCBでないのは御承知のとおりでございますが、PCBが触れられていた、指摘されているところの二つ、横田及び三沢、それぞれについては外国製PCB変圧器の日本からの撤去問題、そういう形で触れてあるわけでありまして、これにつきましては、米軍はいずれも既に変圧器はすべて撤去した、これらの二つの基地についてはPCBは存在しないということをやっております。

もう一つPCBについての言及がありました岩国でございますが、これについてはまだ回答を受けておりません。

現状のところはそういうところでございます。

○上原委員 まだ事態を十分把握しておられないような感じを受けるわけですが、在日米軍基地全体について問題があるという指摘がされておりますね。私が言いましたように、海軍横須賀、佐世保、厚木、海軍航空基地、それぞれその危険度のものも指摘をされている。もちろんPCBだけではない。こういうことは、米國議會が調査をし指摘をする、あるいは平和団体がそういう資料を入手していろいろ取り上げていく、そういう限り、日本政府、外務省なり環境庁なりあるいは労働省がわからないというところに僕は問題があると思うのですね、在日米軍基地のこの実態ということについて、その点を指摘しておきたいと思えます。

そこで、このPCBの安全含有量というのか、基準値というのか、それは日本、アメリカ、どういふふうになっていくのか。

○佐藤(行)政府委員 私ちよっとその点は詳しく承知しておりませんが、アメリカ側からの対応をレイ報告から読み取る限りにおきましては、国防省の政策として、環境問題については米國の法律とそれから現地の法律があつた場合には、その厳しい方を適用するということになっているようであります。

それからPCBについては、これまでの現在使用中の変圧器の問題は別として、基本的には撤去するということと運営をしていると了解しております。

○上原委員 いや、その含有基準量、わからない。労働省がだれか来ているでしょう。発言させなさい。

○下田説明員 お答え申し上げます。

労働衛生上の許容濃度といたしましては、○・一ミリグラムパー立米ということになっております。

○上原委員 これは日本ですか、アメリカですか。

○下田説明員 ただいまの基準は日本でございます。

○上原委員 ○・一なの、○・三じゃないですか。

○下田説明員 ○・一でございます。

○上原委員 私が聞いているのは、日本は○・三ppm、アメリカが一ppmというふうになって何っておりますが、その点は精査をしてください。いいですね。

そこで、米國あるいは日本の基準量というか安全含有量は、北米局長のさきの御答弁からすると、より厳しいものを適用するように米國の国防政策、方針というか、なっている。それは当然日本側のもを使用するということになるわけですね。どのくらいこの含有量を上回れば、ちよっと上回っただけではまだ大したことないと言ふかもしませんが、しかし、安全度の問題は、これは基準があるわけですからね。そうしますと、今汚染の

危険度があるところについては日本の基準を適用させていくという方向でこの対策は考えるというふうには理解していいですか。

○佐藤(行)政府委員 お答え申し上げます。

安全基準の相互比較、私、先ほど申し上げましたのは、レイ報告に載っております国防省の基の方針について申し上げたわけでございますが、どちらの基準が厳しいかという点については、専門的にいろいろな角度から比較してみなければならぬと思ひますので、この場で私が、専門でもございませんで、お答えは差し控えてさせていただきますかと思ひます。

しかし、御質問の最後の点で、日本の法律、問題になった今後の取り扱いの問題でございまして、環境の問題は当然極めて重要なものであります。アメリカ側の法律の尊重義務というものもあるわけでありまして、今後の問題の解明の過程を通じて、環境分科委員会ではどうしたら一番いい方法かということを考えてまいりたいと思っております。

○上原委員 短時間でやりとり、なかなか難しい面もあるんですが……。

そこで労働省、人体にどのくらいの含有量以上になると大変危険というか、注意、コーション、危険、そういうふうになっていくかもしれないが、なるんですか。それをちよっと明らかにしてください。

○下田説明員 お答えを申し上げます。

私も承知しておりますのは、八時間平均で○・一ミリグラムパー立米の条件であれば特に問題がないというふうには考えております。

○上原委員 それはあなた、含有量の基準値というから、だんだん蓄積されていくわけですね。あなたの答弁に私は納得するわけじゃないけれど、裏を返せば八時間以上、○・一以上の含有量のところでは仕事をずっとさせられるとそれは問題があるということでしょう、結果。

そこで、私がいろいろ聞いてみますと、実に、アメリカは一ppmということですが、何と、ある

建物は調査の結果一三〇ppmというのもあるらしいのですよ、一〇、一一とか、四とか五とか。これが過去わからないうちにそういうところまで労働をさせられておたという実態が明るみに出てきているわけですね。したがって、在日米軍基地全体にそういう危険性のあるところについては、そこで働いている労働者の健康管理の問題あるいは基地外に及ぼしたかもしれない影響、その対策は急がねばならないと思ひます。それを具体的にどうなさいますか。

○佐藤(行)政府委員 この問題についての対策を一刻も早くという点は御指摘のとおりだと思います。大臣からの御指示もありましたし、我々も早速一番近い合同委員会の機会にこの問題を取り上げて、環境分科委員会で検討するようにいたしますと思っております。

先ほどまで申し上げましたのは、その前の段階でのとりあえず報告書を手にした後の我々の質問事項でございましたから、まだもう少し組織的に検討していかなければいけないと思っております。

○上原委員 この間私が申し入れしたでしょう、佐藤さん、あなたに。あなた、あのときも合同委員会の環境部会で取り上げると言つた。あれからもう十日たつてゐる。まだやってないなんて、そんないいかげんじやいけませんよ。

そこで、もう時間ですから、大臣にもこれはぜひお聞きしておきたい。

今回のこのPCB汚染問題は、基地内外、周辺住民に大変不安と強い憤りを与えています。命にかかわる問題でもあるわけですよ、労働安全衛生上の問題を含めて。

そこで、一点はPCB汚染の真相を徹底的に究明し、いつからPCBが使用されてきたのか。それと、職場や施設を明らかにすること。二点目、基地内立入調査を実施して、PCB汚染の疑いが出てきた職場や施設については、今もありませんが早急に安全対策を講ずること。三、四、PCB使用の関連業務に従事してきた日本人従業員の特

別健康診断の早期実施を行うこと。四、米軍に対してPCBの全面使用禁止と全面撤去の勧告を行うこと。これは当然やってしかるべき点だと思ふのです。

今私が指摘をしたことについてぜひ日米間で早急に話して実行するように要望したいわけですが、これまでのやりとりを聞いての大臣の決意をお答えいただきたい。

○渡辺(美)国務大臣 まず調査をさせるということ、これはやらせます。それからその合同委員会です。それから日本で捨てる場所がないよ、あの、それは米軍は今でもアメリカに運んでおりますし、今後もアメリカのしかるべき安全なところに持っていくて捨てる、土とか何かですね。そういうこともやっていただく。

あとは防衛施設庁から答弁させます。

○荻野政府委員 在日米軍従業員の健康診断の問題でございませうけれども、これは実態調査をした結果、従業員がどのような作業にタッチしているかということと、そのタッチの度合いに依りまして適切に対処したいと思ひます。

○上原委員 これで時間ですから終わらざるを得ませんが、もう一つは、労働省あるいは環境庁も関連しますが、時間がなかったのでもう呼びませんでした。当然日本の法律適用という面と、基地の実態調査、立ち入りをやらなければいかないわけですね。これは施設庁、労働省、外務省でやりになりますね。大臣、答えてください。

○佐藤(行)政府委員 先ほど申し上げましたように、この問題については分科委員会でアメリカともたすべきことはたしまして、その結果を見て必要な措置をとりたいと思つております。

○上原委員 きょうも合同委員会があるのではありません。そこで取り上げているの、いいの。

○佐藤(行)政府委員 明日が合同委員会でございます。それで、実は先ほど先生御指摘の、この前先生からお申し入れをいただいてからその後初めての合同委員会が明日でございまして、この間お

約束したとおり取り上げたいと思つております。

○上原委員 終わります。

○宮里委員長代理 遠藤(二)委員。

○遠藤(二)委員 まず、外交の基本方針に関連してお伺いをしたいと思います。

冷戦後の世界にあって日本の重要性は格段に高まっておりますし、特に湾岸戦争以降、またソ連の崩壊以降、新しい世界の秩序づくりに日本がどうかかわるか、大変大きな課題を背負っているわけでございます。大臣の基本的な所信は既に所信表明を通じて理解をしておりますので、特にその中の一点に絞って、外交スタンスについてお聞きしたいと思います。

それは、今後の日米関係のグローバルパートナーシップ、これをどうするか、これは最も重要な課題ではないかと私は感じておるわけでございませうが、このグローバルパートナーシップが何を意味するか。これは、例えば東京宣言等を読みますと、いろいろ世界的な視野に立つて日米間で協力をしていく。その課題は非常によく整理されており、幅広い問題に触れておりまして、よくできた文書だと、その限りでは感じております。

ただ、私はまだよくわからないのは、この協力の対象というよりも協力のあり方、態様というものが、いま一つわからない。すなわち、これから世界的視野に立つた協力をするとしても、日本がただコストをより多く分担していく、ツケだけをより大きく払っていくという協力なのか、あるいはさらに踏み込んで意思決定過程にも日本が積極的に参加をしていく、特に日本だけの独自の意見というよりもアジアの国々あるいは発展途上国の国々の意見も踏まえて日本として意思決定過程に十分に参加をしていく、そういったものを含んでいるかどうか。

こういった点につきましての大臣自身の御見解、そしてこの点についての日米間の了解、そういった点につきましてお聞きしたいと思います。

○渡辺(美)国務大臣 グローバルパートナーシッ

プということはお互いに立場を尊重しながら、それで手を組んでやれるところは一緒にやっていくということでありませうから、一方的に向こうが決めて押しつけられても、それはグローバルパートナーシップにならぬ。やはりお互いに立場があるわけですから、そういうことは認め合った上で、できるだけ共通のものを多く発見し、譲り合うものは譲り合つてそれでやっていく、その精神で私はやっていきたいし、アメリカにも言っているのですよ、そういうことは。

○遠藤(二)委員 ぜひそういう方向で進めていただければと思つております。特にそういったグローバルパートナーシップといつても、日本自身にビジョン提示能力といひますか、あるいはコミュニケーション能力を相当強固に持たないと、どうしても疎外されがちだというのが今までの日本でございませう。そういった見識、決意、気迫というものをぜひ強く持つて、これからグローバルパートナーシップの構築に進んでいただきたいと期待を表明しておきたいと思つております。

続いて、CISの問題を中心にお聞きしたいと思います。

ソ連邦が崩壊をし、CISに移行した。大変想像もつかないような急激な大規模な変化が起こったわけで、政策当局としても今後の政策立案、対応、大変複雑な要素があつて難しい面があるのではないかと同情もしておるわけでございませうけれども、いろいろな点で整理をして、このCIS政策というものを考えていく必要があると思ひます。

いろいろな点で少しお聞きしたいのですが、まずこのCISそのものの見直し、まだ大変脆弱な基盤でございませう。内部の民族紛争もあれば、ロシアとウクライナの通常戦力の編成をめぐる争いとかさまざまな脆弱な点を抱えておりますし、そもそもCIS自体が定着をし、安定していくのかどうか、この点につきまして見解をお伺いしたいと思います。

○渡辺(美)国務大臣 先ほど、核不拡散の問題で

CISの中の国の対応についてのいろいろの御指摘がございましたが、何せ新たに国家が独立したと言ひながら、現実にはそんなに半年やそこらで国家体制がきちんと取り決められるものではないとせん。今は過渡期でございませうから、不透明な部分とか、また未整備のところがたくさんあるということとは事実でございませう。しかし、それが共同体をなしていくと。そうでなければそれぞれの独立国家として経済的その他において非常に困る場面も出てくることも明らかだと思ふのです。

したがって、共同体に参加しようということになつておるわけですが、果たしてルールが全部安定した形で共通通貨になり得るのかという問題もありませうし、また軍が本場に統一した統一軍というものができるのか、また民族問題というものがいろいろあつて、そこに宗教問題も場合によつては絡むというようなことなど、不安定な要素がございませう。そして、特に市場経済というものがそんな早急に本場に定着するの、ここらもう少し状況を見なければわからないというのが実情だと思ひます。思ひますが、そういうことが頭に入つた上で我々は旧ソ連邦とは対応していかねばならない、そのように考えております。

○遠藤(二)委員 続いて、ちよつと頭の整理のために伺いたのですが、旧ソ連邦の持つていた条約関係、二国間、多数国間含めての継承の問題というところでございませう。

午前中の質疑で、ロシア連邦が旧ソ連邦の条約を全体的に引き継ぐということは明解になつたわけなんですけれども、それ以外の部分、例えばバルト三国あるいはロシア以外のCIS構成国との関係において、旧ソ連邦の有していた二国間、多数国間の条約関係、あるいは日本との関係、それがどのように引き継がれていくのか、あるいは解消されていくのか、この点につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○柳井政府委員 ロシア連邦との関係につきましては、ほぼ御答弁申し上げたとおりでございませう。

そこで、独立国家共同体に参加しておりますほかの諸国、ロシア連邦以外の諸国につきましては、我が国は昨年の十二月二十八日に国家承認をする手続きをとったわけでございますが、これを受けまして、具体的にこれらの国々との条約関係がどうなっているかということを目下具体的に検討をしているところでございます。

基本的な考え方としては、我が国としては、我が国がソ連邦との間で締結いたしました条約その他の国際約束に基づく権利義務関係が、昨年ソ連邦の内部で起こりました事態によりまして実質的に変更を受けるということになりますと法的安定性の観点から都合があるというふうに考えておりました。これまでこれらの各国に對しまして、ソ連邦が締結した条約その他の国際約束に基づく義務の遵守を求めてきておる次第でございます。これに對しまして、各国とも原則として異存がないというふうに回答をしております。

また、これらの各国は、独立国家共同体の設立に際しまして発出したしたアルマアタ宣言におきまして、共同体の加盟国は自国の憲法上の手続に従い、旧ソ連邦の締結した条約、協定に起因する国際義務の履行を保障するということも明らかにしておりますので、これらの各国と我が国との間での認識に大きな相違はないというふうに考えております。

なお、具体的にそれぞれ各個別の条約について今後どのように適用していくかという点につきましては、必ずしもこれらの諸国の外交実施体制というものがまだ整っておりませんので、これからそのような体制が整い次第順次話し合いをしていきたいと思っております。

なお、多数国間条約につきましては、基本的にこれらの締約国間で決定すべき問題だと思いますが、基本的には二国間条約についてただいま申し上げましたのと同じような考え方をしている次第でございます。

○遠藤(乙)委員 続いて、北方領土問題の位置づ

けなんですけれども、従来、日ソ間、日本とソ連邦との間の問題だったわけですが、今ではロシア連邦との間の問題になっているというふうに理解をしております。ロシア連邦政府が窓口といいますが、ほぼ唯一の窓口として交渉しておるわけでございますけれども、そこでこの北方領土問題は専らロシア連邦と日本との問題になっているのかどうか、そのように理解しているのかどうか。

○兵藤政府委員 平和条約締結交渉は、従来、御高承のごとくソ連邦政府と日本国政府との間で行われてきた。その交渉はそのままロシア連邦政府と日本国政府との間で行うということにつきましては、先般渡辺外務大臣がモスクワを訪問いたしましたときに、コズイレフ外務大臣との間でそこを確認をいたし、それに基づきまして第一回目の日ロ平和条約作業グループが、それもそのときの合意があったわけでございますが、二月十日、十一日に開催されたということでございます。

○遠藤(乙)委員 それでは、この北方領土問題は専ら日ロ間の問題というふうに理解をいたします。

そこで、続いて、政経不可分原則の問題なんですけれども、従来、政経不可分原則のよって立つところが、北方領土問題があるがゆえに無原則な妥協はしないということ、政経不可分ということとでこの原則を適用してきたわけでございますけれども、今北方領土問題が専ら日ロ間の問題になったということは、そのいわば論理的な延長として、ロシア以外のCIS構成国、あるいはバルト三国も含めてそこには適用されないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○兵藤政府委員 この北方領土問題の交渉相手はロシア連邦政府ということと申し上げたとおりでございます。

全く関係があるのかないのか、これはまさに先ほど御質問もあつたわけでございますが、独立国家共同体という組織が今後どういうふうに機能していくのか、その中で一応外交政策についてもいろいろ、独立国家共同体の組織の中に設けられる

こととなりました、外相理事会と呼んでおりますが、そういうものがあつて、ここでも外交政策の調整その他が図られるということが一応合意されているわけでございます。ここでそういう問題が議論されるのかされないのか、この辺はまだ全く未知数でございます。したがって、共同体のほかの加盟国が全くそういう問題に関係がなくなつたのかという点は、まだ不透明な部分が若干ございます。

しかし、いずれにいたしましても、直接の交渉相手はロシア連邦政府ということでございます。したがって、それとの関連で、日本政府が堅持してまいりました基本政策というものは、当然のことながら主としてロシア連邦政府というもののとの関係でこれから考えられていくであろうというふうに考えます。

○遠藤(乙)委員 そこで、今CISの外相理事会で北方領土問題がどうなるかということ、まだ不透明だという御説明があつたのですが、例えばCISとして、北方領土問題は専らロシア共和国の問題であるということが明確になった場合には、ロシア共和国以外のCIS構成国には政経不可分原則は理論的にも適用されないということになると思うのですが、そのように理解をしてよろしいのでしょうか。

○兵藤政府委員 その点がまだ不明確でございますが、各独立共和国が完全にこの問題についてはノータッチということが確認された時点で、日本政府の基本政策をもう一回確認をするという作業が必要かと思ひます。今ここで断定的に、不透明な事態を踏まえて、関係がなくなつたとか切れたとかいうことをまだ申し上げる段階ではないかと思ひます。

○遠藤(乙)委員 私も大変この点非常に理論的に興味を持っていますからお聞きしているのですが、恐らくロシア共和国が専らこの北方領土問題を担当していくと思われまふので、今後の事態として、例えばウクライナ共和国なんかにはむしろ全面的な金融支援があり得る、理論的にはそ

ういうこともあり得ると思うわけでして、ちょっとその点関心を持ってフォローしていきたいと思つておるわけでございます。

続いて、核の問題、大量破壊兵器ですね。そういった問題の廃棄、不拡散についてお聞きしたいのですが、今特にアメリカ、ドイツを中心にして、CISの核兵器と大量破壊兵器の廃棄、不拡散に関しているいろいろな努力が進行しておりますけれども、我が国の場合、対ロ政策との関連もあり、難しい立場もあるとは理解をしておるわけですが、特に全面的な金融支援は難しいという点があるかと思ひますけれども、他方、こういった核兵器の廃棄あるいは大量破壊兵器の廃棄等の問題は、国際的な安全保障に大いに貢献する話である、きばを抜いていく話なものですから、そういった角度から逆に日本として積極的に貢献すべきであるという意見もあるのだと思ひますので、この点につきましてはどうお考えでしょうか。

○兵藤政府委員 核兵器廃絶という大目標については何人も異議はないわけでございますが、ソ連が具体的に持つております核兵器をめぐる協力問題につきましては、幾つかの分野があるだろうと思ひます。

例えば核兵器そのもの、核弾頭が特に中核になると思ひますけれども、これを廃棄していくという分野、恐らく日本は全くこの面についてのノウハウはない、これはどうするかというような問題。さらに核兵器を実際に製造している、産軍複合体と言われるわけでございますけれども、こういう分野の問題。これはある意味では民需転換ということと密接に関連するだろうと思ひます。ございまして、そういう分野。さらにその後と申しますか、基礎研究も含めたいいろいろな研究開発の分野というのがあるだろうと思ひます。ございまして、こういう分野。これと密接に関係するわけでございまして、こういう人たちが外国に飯に出ていくということになると、頭脳流出とともに、そういう基礎技術、知識が流れていくという問題、いろいろあるわけでございま

す。

今さしあたり具体的な話が出てきておりますのは一番最後の分野の問題で、先ほど外務大臣から答弁申し上げました、何か一つロシア連邦の中に研究に關しきセンターをつくって、そこで流出しそうな科学者、技術者を働かせるという構想が具体的に今議論をされ始めているということでごさいます、日本側も今この構想について内部で検討を進めているという段階でございます。

○遠藤(二)委員 私ども、国際の安全保障に貢献する問題であれば、ぜひ我が国も積極的に貢献すべきであるという意見でございますので、この点は一つ申し上げておきたいと思っております。

それから今の問題に關連をしまして、核兵器の廃棄あるいは大量破壊兵器の廃棄に關連しまして、報道によりますと大臣は、専門家で集まっても議論してはどうかといったようなお考えを述べたようにございしますが、恐らくこういって問題について、我が国としてできる問題とできない問題があるのだと思えます。

例えば、兵器そのものの廃棄についてはいろいろ問題があつてできないだらうと思ひますけれども、他方、核兵器を廃棄して出てきた核物質をどう管理するか、あるいは化学兵器を廃棄して出てきた化学物質をどう管理するか、こういった分野はむしろ我が国としてもできる分野ではないかと思ひますので、こういった技術的にできる分野でできない分野を明確にした上で、貢献できる分野を明確にして、我が国としても国際的な協力をひとつと呼びかけていいのではないかと思ひわけでございますけれども、この点につきましましていかがでございますでしょうか。

○兵藤政府委員 渡辺外務大臣が専門家同士の検討というのを申ししたのは、ゲンシャー外務大臣が参りましたときの会談の中での議論の中で、いわゆるゲンシャー三提案というものの御説明がありまして、それに対して外務大臣の方からいろいろな考え方があつたらう、その三つの考え方も一つの考え方、IAEAというエキスパート、

専門家がそろつてゐるそういう機関あるいは知識を利用するののも一つの手だらう、あるいは専門家が集まつて議論するというのも一つの考え方であらうという形で御発言があつたものであらうと思ひます。そこが先生御指摘のお話だらうというふうに考えます。

さらに最後の点、つまり弾頭を破壊して残つたアルトニウム等の利用のお話だらうかと思ひますけれども、これもまだ各国ともに、各国と申しますのはアメリカ、ヨーロッパも含めまして各国ともに、この点についてはまだ検討の緒についたという段階だらうと思ひます。

いづれにいたしましても、その点も含めまして、今先生おっしゃつたようなことも念頭に置きつつ、政府内部でさらにいろいろな角度から検討を進めていくべき問題だと認識しております。

○遠藤(二)委員 私は、こういった分野につきましては、安全保障に非常に貢献する問題であつて、ぜひ日本としても積極的に推進すべきという立場でございまして、この点につきまして再度大臣から一言御見解をお聞きしたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 核廃絶というのは最終の目標、終局の目標ですから、そう簡単にできるものではないし、かなりの長年月がかかると思ひなればなりません。

我が国は原子爆弾も持つておりませんし、製造の仕方ともわかりません。したがって、解体の仕方もあるに技術があるとは思ひません。しかしながら、何らかの形でできる協力をしたいというところ、さしずめそういうような学者の研究とかその流出防止の方法とかいふふなことに

ついては協力していきたいと考えています。

○遠藤(二)委員 続いて北方領土問題についてお聞きしたいのですが、ソ連邦が削減をしてCISになつた、特にロシア共和国がその問題の直接の対象になつたということ、北方領土問題がやりやすくなつた点と逆に難しくなつた点と両方あると思ひます。特に北方領土地域の住民の意向を無視し得なくなつたということが、ある意味で極め

て難しい要素が入つてきたと思うわけで、そういった意味で北方領土問題の交渉がある意味で非常に難しくなつた局面があると思つております。特に今後は、北方領土地域の住民あるいはその周辺地域のロシア住民の世論対策をどう考えながら進めるかということがポイントかと思ひわけでございますけれども、私はこの点、二つのポイントがあり得ると思ひます。

一つは、北方領土に住む現ロシア住民の地位、処遇を含めた政策をどう日本が打ち出すか。特に彼らにとつて日本に返還されたとしても安心でき、かつ展望が持てる、むしろ日本に返つた方が有利であるというような状況をどうつくるかという一つの提案です。これは私、実は昨年十月二日の外務委員会で申し上げて、そのラインで今検討をされてゐると聞いていますので、ぜひその後の検討状況をお伺いしたいと思つております。

それからもう一つは地域交流です。特に我が国の日本海側はロシアとの交流に大変関心を持っておりまして、またロシアも、沿海州あるいはサハリン等日本との交流に大変関心を持っておつて、こういった住民レベルの経済交流、人的交流、文化交流等を大規模に進めることがやはり対日イメージを改善し、また北方領土返還について一つの大きな世論の状況をつくり出すのではないかと

思つておりまして、ぜひこの点も力を入れて進めるべきではないかと思つております。

したがって、まず第二に、北方領土、ロシア側住民の居住権等を含めた問題に対してどのような検討状況であるか、これにつきましましてお伺いしたいと思ひます。

○渡辺(美)國務大臣 具体的な検討状況については担当局長からお答えをいたしますが、ロシアがあつたような形になつて北方四島問題は難しくなつたのかやさしくなつたのか、これはなかなか難しい答えだと私は思ひます。ゴルバチョフ政権からエリツィン政権にかつた。ゴルバチョフさんは、共同宣言は既にそのチャンスをつかた、こう言つてゐるわけですから、領土問題が未解決であるこ

とは認めるが、共同宣言は確認しなかつたというのが事実ですね。

ところが、執行部がエリツィンさんにかつたことによつて、法と正義に基づいて解決しようじやないかということをやつてゐるし、国内の問題では、法と正義の立場から、いろいろな古文書などをマスコミが流している。マスコミが発見したのかどうかそれはわかりませんが、やはり正しい情報を民衆に伝えるというやうなことがあり、また、ソ連の軍の機関紙赤い星ですか、赤い星なんかも、今までの修好条約以来の日露、日ソ、長い歴史を見れば、北方四島が日本のものでないということを反論する根拠は証拠がないとか、そういうやうなことを認めてきてゐることは、私は前進だと思ひます。

しかし、その一方で、民主主義というやうなことになる、地域住民とか国民の声を聞くとかというのを強く言つておられますから、世論が反対すると、事実関係や何かわかつておつても、それは世論が賛成してくれませんか、国民がだめですとかという逃げ道、逃げ道と言つては語弊があるかどうか知らぬが、そういうことが言われがちなんです。

よくロシアの人は世論、世論ということ最近うるさく言つておられるわけですが、そうすると、強力なトップだつたら、トップで決まれば、下はもうそのままだんといつちやうわけですが、例えば北方四島の交流問題でも、上の方は決まつたんだけれども、下の方へ行つてみると、そんなことはわしらの知つたことじやない、知らなかつた、それで協力しなかつたというやうな現実があるわけですから、現に。

だから、そういう点は、場合によつては多少手続が厄介になつたのかなというやうに考えないわけではありませぬ。しかし、これも民衆との交流を深めたり、近づいていろいろ援助をする、それから、将来に不安がないとか、サハリン関係も、自分たちの魚をとる権利が失われなかつたとかどうとか、いろいろな個々具体的な交渉事になつて

きて、安心だということになればまた変わってくるんじゃないか、そのように思っております。

○兵藤政府委員 北方四島に現在現実に居住をしておりますロシア連邦の国民に対して温かい思いやり、配慮が必要だという御指摘、それは私も全く同じ認識を持っております。また、そういうことを一般的な形で先方に申しているということもあることは御承知のとおりでございます。

しかしながら、この問題は、ロシア連邦政府がこの問題について明確な決断をした後の具体的な交渉の内容にわたる問題でもございますし、また、先生御指摘のとおり、日本政府が何を今検討しているかという点もございまして、ロシア連邦の中に伝わっていくか、特に、直接関係のございます住民に伝わっていくかという点は、大変にデリケートな面も含んでいる問題でございます。

そういうことでございますので、私も静かに内々勉強をし、検討をしているという状態でございます。これを公表をするという事は、そういうことで差し控えていただきたいという事情を御理解いただきたいと思います。

それから、世論が大事だという点はまことにそのとおりでございます。特にロシア連邦の国民のできるだけ多くの方に北方領土問題というものについて正しい認識、知識を持っていただくということが大変大事だろうと思っております。その点で、まさに御指摘のとおり、直接隣接地でございす極東地域との交流は大変大事である、中でも四島の現実の住民との交流は大事であるという認識は、全く私も同一でございます。その認識に基づきまして、四島の無査証交流の話を早期実現に向けて鋭意話しているわけでございますし、また、極東との交流ということもいろいろな形で地道ながら進めようとしておる、また、緊急人道援助につきましてもそういう観点から極東を中心に行いたいということで、この面での交流もかなり今往來が活発になってきているというのが現状で

ございます。

○遠藤(二)委員 時間が切れましたので、最後に一点だけお願いをしたいのです。

この極東地域との交流促進ということに関連をしまして、極東地域の総領事館設置問題ということについてお聞きしたいのです。現在、ナホトカにだけ総領事館があるわけですが、将来のことを考えたら、ウラジオストクとかあるいはハバロフスク、イルクーツク、あるいはサハリン州、こういったところにも、一挙には無理としても徐々に、優先順位を付して徐々にこれを充実していくことが当然の布石だと思うわけですが、この点につきましてどういう見解をお持ちでしょうか。一言最後にお聞きします。

○兵藤政府委員 御指摘のとおり、極東地域との交流の重要性については、私も十分に認識しているところでございます。ウラジオストクも本年一月から開放都市になったということでございますので、この点も含めまして、今おっしゃったような認識で、私もこの隣接地域の総領事館の新設問題という点につきましては前向きに検討を進めてまいりたいと思っております。

○遠藤(二)委員 以上で終わります。

○宮里委員長代理 玉城栄一君。

○玉城委員 渡辺外務大臣は副総理も兼ねていらっしゃるし、次期総理という呼び声も高いわけでありまして、それだけに非常に期待も大きいわけでありまして、いわゆる大物外務大臣でいらっしゃるわけですから、その期待にぜひこたえられるように御答弁いただきたい。

さつき沖特委員会でも所信表明されておられましたけれども、こしは御存じのとおり、いわゆる沖縄県が本土復帰して二十周年という大きな節目になる、そういうことで地域住民の要望、諸問題解決のために全力を挙げて頑張りたいというような趣旨の所信表明も先ほどあったわけでありまして、

ますと、アメリカの経済力が非常に低下をしている、当時は基地経済というものは沖縄においては経済の一つの柱みたいなものだったわけでありまして、現在では基地経済なんというものはもう全く成り立たない。そういうことで、これは一つの例でありますけれども、情勢が大きく変化をしておる。したがって、御存じのとおり現在でも沖縄県は、県民所得においてもいわゆる四十七都道府県で最下位。御存じのとおり米軍基地は、在日米軍基地の七五％が相変らず集中的に存在している。それから出てくるさまざまな問題も御存じのとおりであります。

そこで、沖縄県が復帰して二十周年、やはり何とかしなくてはならぬ、特に外務省はお考えになられておられると思います。そういう意味で私はちょっと大物の外務大臣ということをお願いしたわけでありまして、ひとつ沖縄県民に本当にこたえられるような何かお考えがございましたら、ぜひこの際お聞かせいただきたいのであります。よろしくお願いいたします。

○渡辺(美)国務大臣 この第二次世界大戦で、日本の中で実際に戦場になってしまったところは沖縄だけなんです。空爆その他、それはやられたところは沖縄。そのために、人的、物的被害も国内では一番多かった、これも事実でございます。しかも、アメリカは数万の兵隊を殺して占領した領土であったことも事実。そういうようなものが、世界の歴史の中で平和裏に外交交渉で返還されるというふうなことも、数は珍しいケースであります。しかし、占領下、いろいろな御不便等もあり、内地だけの発展をしなくて取り残されてきたというの

も現実。したがって、それらの点をいろいろ考えまして、沖縄に対しては、追い付き、追い越せという心を込めまして、特別立法もし、いろいろな補助のかさ上げその他やってまいりました。もちろんまだ内地並みにならないという地政学上の問題点もございまして、しかしながら、私は何年に一回かずつ

沖縄に行ってみて、非常に目に見えてよくなったなと思うのは、毎日いる人はわからないかもしれませんが、我々行ってみると非常によくなってきたと実は喜んでおるわけでありまして。

そういうような点で、今後とも沖縄の発展のためには引き続き重点的にひとつ助成をしていきたい、そう考えておる次第であります。

二十周年の記念でございますから、それらの過去の反省も含めて、また御慰労の気持ちも込めて、式典その他の事業を幅広くやってまいりたいと考えております。

○玉城委員 今大臣のおっしゃられたとおりだと思っておりますが、二十年たちまして、これから二十一世紀という、あともう目の前ですから、それに向けて沖縄が自立する態勢をつくらない限り、幾ら金も投入した、何もつくった、よくはなっているとおっしゃってても、やはり結局は地元県民は納得しないわけですね。沖縄が本当に自分の力で立ち上がっていくような、二十一世紀に向けて、そういうことが出来るような、いわゆる態勢というものをぜひしていただきたいと思います。それには一つは港ですね。

港というと、どの地方自治体においても、出入り口の港が押さえられているということは、幾らよくなったと言っても、自立ということに対しては非常にこれは問題なのです。その面で、那覇軍港というものはやはりどうしても返してもらいたいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺(美)国務大臣 那覇の軍港は今も使われておるところでございますが、できるだけ整理をすべきものは整理をして、部分返還でも共同利用でもやれるものはやってもらうように、実は話はして、ずっと続けておるのであります。

○玉城委員 五月の十五日が二十周年になりますので、ぜひひとつそれを一つの目安といいますか、お願いしたいわけですね。

か、アメリカに行きまして、当時の幹部に訴えま
した。そういうことは日本政府と話し合いをしな
さい。日本政府も、いわゆる外務省、日本政府の方
は、地元がどういう意思か、それがまだはっきり
しないということ、この問題も一つのたらい回
しという格好になっているわけですから、
港とか、こういう大きな問題はやはり政府が主導
して、日本政府の主導でもってやっていたい限
り、これはこの那覇の港については、昭和四十九
年、第十五回ですね、それから昭和五十一年の第
十六回ですね、もう十八年にもなるわけですね。
移設を条件とするという。沖縄で、御存じのよう
に港を移設して受け入れますというところはど
の地域でもないわけですから、これはやはり政府
が決断して、積極的に米側と話し合いをして、そ
して沖縄の自立のためにこれはどうしても必要な
のだという立場でやっていたのだと思います
が、いかがでしょうか。

○渡辺(美)国務大臣 私も機会あるごとにアメリ
カの担当者と言っているのです。例えば、国防長
官が来たとき、パウエル参謀総長が来たとき、そ
れからこの間は太平洋司令官、それから駐日司令
官と私は会食したのですが、そのときなど、機会
あるごとに、またベーカー国務長官等に対しまし
ても、沖縄の住民の理解と協力がなければ基地運
営はうまくいかないのですから、これは十分気を
つけてやっていただきたい、訓練その他の問題も
含めまして、それから、要らない基地はないので
しょうが、しかし不要ではないにしても、なくて
も済むというところをできるだけ見つけて
それで返還をしていただきたいということも言っ
ておるわけでありまして、今後とも引き続きそう
いうことはあることに要求していきたいと思っ
ております。

○玉城委員 この基地問題は、大臣もよく御存じ
のとおりであります。沖縄の実態については、ぜ
ひともひとつ前進をさせていただきたい、このよ
うに強く御要望を申し上げておきます。
これは基地とは直接関係はありませんが、御存

じのとおり沖縄には鉄軌道がございませぬ。で
すから、そういう意味で、モノレールという話が
盛んに現地で出ておりまして、このモノレール
の建設はぜひやるべきである、そういう要望が強
いわけでありまして、いかがでしょうか。

○渡辺(美)国務大臣 どういうものが用なのか、
私よくわかりませんが、開発庁等とよく相談をし
ていただきたい。

沖縄は、立地条件を得まして、最近のレジヤ
の開発なんかかなり進んで、たくさんの方が沖縄
に行っている。そしてパイナップルなんか、自由
化したら全部だめになるんじゃないかという心配
をしておったところ、現地で聞いてみたら、か
えってよくなった。それはなぜかという、缶詰
工場に出さなくても、お客さんが来るので、生
のままそっくり送れるから、工場に売るより高く
売れて非常にいいという話を聞いて、私は本当に喜
んだんです、実際は。

だから、あの地域の立地条件に合ったことを考
えていかなければならぬ、それはひとつ地元でよく
相談をして御要求いただければ、できるだけ我々
としても御協力をしたいと考えております。

○玉城委員 時間もありませんので、次はPCB
です。

PCBの問題が出ておりますが、これは、従来
米軍基地内の環境の問題については、外部からは
余り介入といいますが、できなかったんですね。
これはPCBだけではありません。沖縄の場合で
あれば、赤土の問題とかいろいろな自然環境の問
題。沖縄は相当広大な基地で押さえられているた
めに、その基地内が、環境がどんどん破壊されま
す。沖縄全体の環境にもその影響を及ぼす
ことも当然であります。そういう意味で、最近こ
のPCBという問題が出て、衝撃も受けているわ
けであります。あした合同委員会があるようです
が、先ほどの御答弁の中に、環境分科委員会です
か、当然そこでも話があるということは何ったわ
けであります。
その前に、防衛施設庁は来ていらっしやいます

か。防衛施設庁は、日本人従業員の雇用主という
責任があるわけですね。その雇用主の方々が、基
地内でそういう危険物あるいは公害物質を扱う場
合の基準というものはどのようにやっていらっ
しやいますか。ちょっとお伺いいたします。

○萩野政府委員 防衛施設内の在日米軍従業員が
危険物質を扱う場合にどうするかというお話で
ございますけれども、安全管理につきましては、日
本国の法令と米国の法令と、その両方見まして、
きつい方で一応規則をつくって管理しているとい
うふうに承知しているわけでございます。

○玉城委員 ですから、例えばPCBというもの
を扱う日本人従業員に対しては、これは、PCB
というものは日本の国内法では危険物、いわゆる
公害物質とされているわけですね。法律的にもそ
うでしょう。だから、そういうものを扱う場合は
どういふふうにより厳格なという一定の基準を米
側に示してさせているのかどうか、その辺をお伺
いしたいわけなんです。

○萩野政府委員 PCBにつきましては、特定化
学物質等障害予防規則というのが、これは労働省
令であるわけでございますけれども、こういうもの
も踏まえながら米軍の方で安全規則をつくって
実施しているというふうに承知しております。

○玉城委員 そういうことになりましたと、今回の
沖縄—沖縄に限りはしないわけですが、日本人
従業員についてはPCBによる影響はないという
報告が何か受けていらっしやるといふことで
か、雇用主として。

○萩野政府委員 現在まで、調べましたところ、
この間の在日米軍が何かの発表がございました
けれども、その発表で従業員にかかわることとい
たしましては、一つは汚染土の搬出というのと、
それからPCB変圧器の維持修理の問題とあると
思っております。

まず第一点目の汚染土の搬出でございますけれ
ども、これは米軍人がやって従業員は全くタッチ
してないといふことでございます。したがいま
して、これは従業員の作業の安全管理といふこと

には全く関係ないわけでございます。
それからPCBの変圧器の方でございますけれ
ども、これにつきましては、現在従業員がどのよ
うにこの作業、変圧器の維持修理に従事してい
るかという点については調査中でございま
して、今のところわかっておりません。

○玉城委員 外務省の方に。わかってる部分も
あるしわからない部分もある、今のお話からしま
すと。ですから、あしたの合同委員会ではやはり
それも、その基地内の環境問題については、これ
は日本だけではなくて、ヨーロッパの諸国はそ
ういふことを厳重にやっているわけですから、主
体的にチェックしながらやっているわけですから、そ
ういふところも、地位協定によつて遵守をという
だけじゃなくて、国内基準に基づくと同じような、あ
る意味では拘束力を持った、我が国がやる、そ
ういふ体制まで話し合う用意がありますか、あした
の委員会です。

○佐藤(行)政府委員 具体的には明日問題提起を
いたします。それから我々の懸念も表明いたしま
すが、さらに、これは技術的な問題もございま
すので、分科委員会を開いてそこでいろいろな疑
点も究明し、どうしたら日本の法律の遵守とい
うことが、最も県民の方々の御安心がいくよ
うに、どういふ格好で法の遵守が行われるかとい
うことを検討したいと思っております。

ただ、順序をいたしまして、問題を提起し事実
関係を究明するといふところから入らざるを得な
いと思っております。

○玉城委員 時間が参りましたので、ぜひ今の問
題、大きな問題、公害環境問題として、特に沖縄
は重大な関心を持っておるわけですから、あした
の委員会です実事究明—事実究明はほぼわかりつ
つあるわけですから、だからこれはあしたといわ
ず、とにかくそういう機会があるわけですから、そ
こできちっと話し合うところまでぜひしていただ
きたいと要望申し上げます。
以上です。

○宮里委員長代理 古堅実吉君。

○古堅委員 先月の日米首脳会議で、「日米グローバル・パートナーシップ」に関する東京宣言」が出されました。その中で、「政治・安全保障関係」の項目の中に、「アジア・太平洋地域に死活的な利害を有する国として、日本及び米国は、両国の防衛関係がこの広大かつ多様性に富む地域の平和と安定のために引き続き重要であることを認識する。」このように述べて、「米国は、この地域の平和と安定を維持していく上で必要な米軍の前方展開を維持していく。一方、日本は、安保条約に従い、日本国内における施設及び区域を引き続き米国の使用に供する。」このように述べています。

政府は、これまで在日米軍基地が米軍の前方展開戦略に全面的に使用される、そういう約束を日米会談の文書で表明したことがありましたか。初めてですか。

〔宮里委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(行)政府委員 お答え申し上げます。

日米間のこれまでの共同声明等で、いろいろな形で安保条約の重要性その他をうたっていることはございますが、このような形で書いているのはあるいは初めてかと思えます。私もすべてを精査しているわけでもございませんので、正確ではございませんが、そのように思っています。

○古堅委員 確かに初めてです。ここで言う「この地域」というのは、アジア・太平洋地域ということとを指していると思われるが、そのとおりかどうか、お答えください。

○佐藤(行)政府委員 そのとおりでございます。

○古堅委員 これは極めて重大な問題だと言わざるを得ません。日米安保条約第六条の「極東」という範囲をも、安保条約を前提とする立場からも逸脱して、アジア・太平洋地域全域に拡大するといふものにならざるを得ないというふうに思うのです。そのとおりでしょうか。

○佐藤(行)政府委員 その点は、私たちは違う考え方をとっております。

この東京宣言の文章の全体で御説明させていただきます。

だいたいと思うのですが、まず、ここでグローバル・パートナーシップということをつたっておりまして、それは日米同盟関係全体がそのような関係であるということを書いてある点でありまして、安保条約はその中核であるということは言っておりますが、安保条約そのものがグローバルなものであるということではございません。

それから、今のアジア・太平洋地域の問題であります。ここで書いてありますのは、米国の展開がこの地域の安定のために重要であるということとでありまして、また、アメリカの展開のために日米安保条約体制が重要であるということを書いてあるわけでありまして、逆に日米安保体制がアジア・太平洋全域を対象にしたものであるということではございません。

○古堅委員 今まで日本の安全、極東というふうに結ませて条約上も言われ、説明をしてきました。今回日米共同宣言で、そのようにうたいました。先ほど沖繩特別委員会が表明された外務大臣のそのくだりでの表現も、アジア・太平洋地域というふうに言われました。同じように使ってきています。ですから、極東と言ってきたそれまでの地域的な広がりに対するところの政府の言い方というのが、今回の日米共同宣言、そこにもあらわれているように、極東と限定的じやなしに、アジア・太平洋地域というふうに広げていることは、文章上は明確だと申さねばならないと思うのです。

実際に限定的にどこからどこまでということが示されている問題じやないから、いろいろの言い分がありましようが、今冷戦構造が崩れて軍事プロックが解消される、そういう方向が国際世論です。核兵器は廃絶の方向だ、軍備は縮小の方向だ、戦争はあつてはならぬ、そういう方向が世界の世論であるし、我が国の国民の願いでもあります。そういうものに反して、日米安保条約を軸にパートナーシップをつけて、世界的な規模でいろいろと立ち回ろう、地域も極東ということさえも広げてアジア・太平洋地域などということとを前提とし、引き続き日本の米軍基地を使っていただま

しょうというふうな流れになっておるんです。時代錯誤も甚だしい。

こういう政府の考えに基づいて維持されてきた米軍基地で、先ほど来質問がありますようにP C B汚染が大問題となってきました。具体的なその問題について若干お聞きしておきたいというふうに思っています。

P C Bについては、その猛毒のゆえに既に国内ではその製造、使用が禁止されて久しい。それなのに、米軍基地ではそれが使われ、事故も起きた汚染が生じた。そういうことにかかわる問題。それだけをとってみても、事は重大だと申さねばなりません。しかも、働いている日本人労働者がそれに関与した疑いが非常に濃厚、そういうことにかかわる問題です。

それで、最初に具体的な問題についてお答え願いたいと思います。

これまで説明を別に聞いてまいりましたが、嘉手納基地内にあって絶縁液の漏出があったと言われている。それが事故と言われているもの。それはいつからいつまでのことか。漏出汚染のあった場所は嘉手納基地のどこなのか。ただ嘉手納基地ですというふうなことじやなしに、どこなのか。漏出の量はどれほどのものか。まずこの三点についてお答えください。

○佐藤(行)政府委員 今御指摘の点は、まさにこれから我々も聞きただしたいと思っております。

我々が今までのところ承知しておりますのは、一九八六年に嘉手納基地の変圧器処理場においてP C B絶縁液が漏出した。それで、その時点では地下水の汚染がないことは確認された。そしてその後、基地内部の要員によってその汚染土の除去の努力が繰り返されてきて、今若干残っている部分がある。本年三月には、時間はかかっておりますが、終了する予定である。それから、使われていた変圧器の相当部分は既にアメリカに持ち帰られて、二つ残っている。その事実が我々が承知している限りのものでございます。

それで、もちろんこれでは十分ではございませんので、先ほど来お答え申し上げましたように、合同委員会を開いて、そして環境分科委員会といういろいろな事実関係を聞きだしていきたいと思っております。

○古堅委員 十分どころじやありませんよ。皆さんは照会をしたというのに、回答の範囲が今おっしゃったようなことだというと、余りにもなめられてる。なめられる理由があるから、そういう米軍側からの回答ということにとどまるんです。ひどい話じやないか。

一九八六年にそういう漏出の事故があったというときに、日本政府への何らかの形で通報、そういうものがありましたか。

○佐藤(行)政府委員 その時点では通報はなかったと承知しております。

○古堅委員 これは環境庁の方にもそういうような通報は入ってませんか。

○小澤説明員 環境庁の方にも入っておりません。

○古堅委員 こういう重大な事故が起きて、米軍はひた隠しに隠してきた。それがわかって照会をしても、今言った答えられる範囲という形でしか回答が来ない。これはまさに国対国という形で、我が国の国民の安全にかかわる重大な問題ながら、対等な関係にあるとは思えない、そういう取り扱いですよ。それについて何ら抗議さえもしない。これが政府の態度でしょう。

それじや、具体的な問題、もう少しお聞きしましょう。

この汚染というのはどれほどの汚染の状況であったのか、一つ。汚染された場所の土壌はどれほどの期間そのまま放置されたのか。すぐ片づけられたのか、あるいはかなりの長期にわたってそのまま放置された状態が続いたのか、これが二つ。地下水脈の調査はしたのか。それだけお答えください。

○佐藤(行)政府委員 冒頭にお断り申し上げておきますが、我々も今までアメリカ側からもらった資料で十分だと思っているわけではございません。

ん。その上で申し上げますが、第一の点については、私は、この時点では承知しておりません。

それから、土の期間、最後の部分は、先ほど申しましたとおり、まだ若干残っているようでありまして、私も、相当時間がかかっている、かなり過ぎていないかと思っておりますが、反復の掘削のゆえだということのようでありまして、当時から今日までだんだん減ってはいるとは思いますが、若干まだ残っているという状況のようであります。

それから、地下水脈の調査、これもどういう形でやったかはまだこれから聞いてみなければならぬことではあります。少なくともその時点で地下水の汚染がないことを確認したということと言っておりますので、何らかの形で調査は行われたものと思っております。ただ、それがどういう形で行われたかという点は、まさにこれから聞いてみなければいけないことだろうと思っております。

○古堅委員 汚染したその場所の土壌がまだ部分的にしろ残されているということだけでも、一九八六年以来六十年になります。極めて重大だ、こう申さねばなりません。重大だということにかかわる問題を抱え込みながら、この問題について政府が積極的に、現地沖縄の県民、国民がこの問題に寄せているところの重大な懸念、関心、それにこたえるような積極的な態度をとってないということがまた一つ重大な問題なんです。アメリカも問題だ、政府も問題だということです。

アメリカはこの問題についてアセスメントを実施したというふうなことも聞いておりますが、そのとおりですか。それはいつごろ実施され、地下水の汚染はないかということをおっしゃるというふうな今の御発言ですけれども、そのアセスメントの結果、いつやられたことなんですか。

○佐藤(行)政府委員 先ほど申し上げました地下水の汚染がないという確認のほかに、撤去作業が進んだ段階で全体の環境評価を行い、その際、さらにもう少しとる必要があるという判断が出たと

いうことを聞いております。

ただ、先ほどから繰り返し返して恐縮でございますが、何分にもこの報告書そのものを我々手に入れたのがごく最近でありまして、それを分析した上で次々と聞いている状況でございますので、まだアメリカ側に組織的に質問している段階になっておりませんので、我々の答え申し上げることが断片的な点はお許しいただきたいと思っております。

○古堅委員 アセスメントをいつごろ実施したということについても政府は何もわからないということですか。

○佐藤(行)政府委員 アセスメントを実施したということは承知しておりますが、いつという形で実施したかは承知していないという点でございます。

○古堅委員 PCBは現在も使用されているのか。それについてはどうですか。

○佐藤(行)政府委員 PCBを使用した変圧器の使用については、基地によって状況が異なるようございまして。先ほど申し上げましたように、嘉手納基地につきましては二つ残っているというふうには聞いています。それ以外、日本全体の基地でも、我々今、このレイ報告書の中では撤去したところもございまして、まだ我々の質問に対して答えが来ていないところもございまして、よくわかりませんが、嘉手納については近々撤去すると言っておりますが、この聞いた時点では、PCBの入った変圧器が二つまだ残っているというふう聞いております。

○古堅委員 米軍施設内で、使用目的で、または使用済みのものとして保管されているものがありますか。それはどこにあるか、どの程度の量かその事実関係。

○佐藤(行)政府委員 私は、今の問題について明確な答えをするだけの材料を持ち合わせておりません。きょうの琉球新報の報道でも、一部全駐労マリン支部の調査というのが出ておりました。私たち、それを読んだばかりでございまして、

それをまた聞いてみようとは思っております。したがって、全体的にどこにどれだけあるかということについては、正確にお答えするものは今持っておりません。

○古堅委員 先ほど御説明もありましたが、またさきに外務省の方からもお聞きしたことはあるんですけども、一九八六年に発生したこの汚染その土壌除去作業が、近々とかあるいは三月とかいう表現もございまして、三月に終わるにしても、六十年かけてそれが除去されますというふうな説明になっておるというんです。この六十年の間、どの程度の土をどのように保管するとかというふうなことをしてきたのか。その汚染土壌は米軍に運んでいて米本国内で処理するとかいうことの説明も受けておりますが、そこらあたりのかわりですね。六十年にしてまだ残っている。じゃ、その間どうしておったのか。とって、どこかの建物の中に保管するとか、そういうことをしてきたのか。そういうことなどにかかわることを説明してください。

○佐藤(行)政府委員 きょうの段階では、流れとして御報告するだけの材料しか持ち合わせておりませんが、アメリカ側は、土を掘り起こした後、その特別のコンテナに入れて、そしてアメリカ本土に持ち帰っているという手続のようございまして、その間にこのようなものを保管しておく場所があると思っております。そこに一時的に保管してあるということはあるかと思っております。全体のどの時点でどれだけの量がどういう格好で流れていったかという点については、私は今材料を持ち合わせておりません。

○古堅委員 先ほどの他の議員の質問にも答えられて、汚染された地域が立入禁止の地域として今保存されておることでした。そこに汚染された土壌が残されておることなわけですよ。残されておるながら、地下水については汚染がありませんというふうな報告を受けたという、汚染がないということに結びつける報告もあります。この政府のへっぴり腰にもうあきれ返るとい

う表現しかできませんけれども、これでは許されないわけですよ。質問しても、何一つわからぬと言って過言でない。

百聞は一見にしかずということわざがございまして、私も、私はこれは先人が教えてくれた大変貴重なことわざだと思うので、百聞でも一見にしかずというんです。ところが皆さんは、百聞どころか二、三聞しかしない。やはり、ただ単に照会をし回答を得るというふうなことだけでは済まされないということに今なっておるんじゃないですか。積極的にこの問題について、あしたは日米合同委員会があるということなんですけれども、その環境分科委員会ですか、そこらあたりの機能も發揮して、米軍とも交渉し、立ち入りによって調査、測定をするなど、そういうことをもって国民の疑惑にこたえられるだけの調査の結果を公表するということにならなくちゃ、これはおさまらぬというふうに思います。外務省側としてどうお考えか。

○佐藤(行)政府委員 先ほど来お答え申し上げている点は、これまでの段階で我々がとりあえず手に入れた材料をもとにして、我々が知っている限りのことをお答えしているわけでありまして、我々が今知っていることと十分だと思っているわけでないことは、繰り返し申し上げたとおりであります。

我々は、この問題、非常に深刻な問題だと受けとめております。したがって、従来からの手続に従って、合同委員会にかけて、そして、環境問題を取り扱うために設置されている分科委員会と両方の専門家をいれて検討していきたいということを考えているわけでありまして。合同委員会は二週間に一回ということになっておりますので、我々は一歩新しい機会の合同委員会ではこれを取り上げていきたいと思っているわけでありまして。

その結果どうするかにつきましては、私まだ専門家ではございせんので、まず、この分科委員会は日本側の環境庁とか関係の専門家の方も入っ

てくださっているところがございますの、そこで十分事実関係を究明して、そして、今後の善後策としてどうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。

○古堅委員 環境庁の方、お答えください。

今お聞きのとおりです。聞いた範囲というの、この時点でこういう状況かというふうなまことに厳しく指摘せざるを得ないような、こういう範囲です。これが仮に二十や三十の回答があったというところであっても、実際に現場を見るなどして確かめないと、この汚染にかかわる直接の担当環境庁としては、これは安心できぬということにならざるを得ないのが環境庁の立場ではないかというふうに思いますが、積極的に立ち入りなどして調査すべきだという考えがあらわれるかどうか、お聞かせください。

○小澤説明員 私どもが得ております情報というのは、先ほどの答弁でありますようなものと同じものでございます。そういうものから判断いたしますと、いろいろ回復に必要な措置というのとなつておりました、問題がないような状況になつていないかという判断もできるわけでございますけれども、なお米軍の対応の細部につきまして、情報を得たいと考えておるわけでございます。

そういうことで、今この時点ですぐに立ち入りをするというふうな考えておるわけではございませんけれども、米軍基地の問題でもございますので、今後とも引き続き、外務省と緊密に連絡をとりながら、この問題に対処していきたいというぐあいに考えております。

○古堅委員 大臣、この問題についてはお聞きのとおりで、全く政府のこれだけ重大な問題についての仕事のやり方としては、おくれるのも甚だしい、立ち入りなどを含めて積極的にこの問題について対処すべき重大な問題だというふうに考えますが、立ち入りとなりますという外務省関係です。政治的な問題もございましょう。大臣として、これだけ重大な問題についていまだにわかつてい

るのはほとんどないと言われるような状況のもとで、立ち入るなどして積極的に疑惑にこたえたいことをしなくてはいかぬという考えがあらわれるか、そういう決意があらわれるか、大臣からお聞きしたい。

○渡辺(美)国務大臣 米国の出した資料を検討すると、かなり正直にきちっと出して処置をしておる。信頼関係の上に立つておるわけでございますから、我々はそれを信用したい。必要があれば当然に中に入って見せていただくということをやるつもりであります。

○古堅委員 厳しく指摘しておきたいのですが、六カ年間もそのまま汚染した土壌が除去もされないうままに雨ざらしにされておるといふような事態があるように思われる。そういう中で、地下水の汚染がないなどというふうな報告をされて、これをうのみにするなどということになると、国民を愚弄するも甚だしい、そういうことにかかわる問題です。具体的に立入調査をするなどして厳しく対処してほしい、強く要望申し上げておきたいと思ひます。

次に、最後にお聞きしたいのですが、来月二日から京都でワシントン条約締結国の会議が開かれます。一昨日ですが、自然環境保全審議会が、新たな法制度の確立が緊急課題という答申を環境庁に行いました。自然環境の保全、絶滅に瀕している種の保存、そういうものについて他外国からも我が国のとつての態度がなまぬるいなどとかやかく言われる、そういうふうな状況のもとで、この答申を受けて法律の制定が極めて積極的な意味合いを持つであろうというふうに期待もいたします。

それでお尋ねしますけれども、法案はいつごろ提出される予定ですか。

○菊地説明員 お答えいたします。ただいま私ども、政府案を作成するというところで鋭意関係省庁と御相談をいたしておるところでございます。法案の締め切りが大体三月中旬ごろというのがございますが、ワシントン条約の会議も

ございまして、できるだけ早く成案を得て国会に御提出をさせていただきたいというふうに考えております。

○古堅委員 それにかかわって若干の具体的な問題をお尋ねします。

絶滅危惧種と言われている動物でリストがどの程度か、植物でどの程度か、絶滅危惧種と言われているもので動物が幾種、植物で幾種ぐらいのリストが挙がっているか、その具体的な説明をちょっと簡単にひとつ。

○菊地説明員 お答えいたします。

まず動物の関係でございますが、私どもで環境庁の調査の一つの報告をいたしましては、絶滅危惧種というのは、脊椎動物で四十九、危惧種で五十、それから無脊椎動物では絶滅危惧種が六十一、それから危惧種が六十四でございます。

なお、植物に関しては、これは民間団体の御報告でございますが、植物の方の絶滅危惧種の数はおおむね百四十ということでございます。なお危惧種につきましては、数がちよつと私どもの評価と評価の仕方が植物と動物若干違ひますので、正確な数は今私どもでは集計をいたしておりませんので、御容赦いただきたいと思ひます。

○古堅委員 先日環境庁からいただいた絶滅危惧種、危惧種、そう言われているもののリスト、一覧表、動物にかかわる問題です。それをいただきました。数えてみますと、二百二十四種ほどになっていました。沖繩にこの資料を送りまして、専門家にチェックしていただきました。その中で沖繩にかかわるものが二十八種に及ぶように思われます。これは全体の二・五％程度に当たります。面積からしますとわずかに一％足らずのところですが、一割余りが沖繩にかかわる問題です。

それだけ大変重大な問題を抱えているところだなというのを感じますが、かつていろんな面からとやかく言われたイリオモテヤマネコ、その保存にかかわる問題で一言お聞きしたいのですけれども、それについての特別の調査を行うというこ

とが報道されています。しかし、その西表について、国立公園の指定が行われて二十周年にもなろうというふうな経過がありますけれども、鳥獣保護区としての設定がいまだになされてきてない経緯がございまして、その理由、それを簡単に説明してください。

○菊地説明員 お答えいたします。

いかなる場所においても共通でございますが、野生動物と申しますのは地域に住んでいらつしやる方々と極めて密接なかわりがございます。というところで、日本じゅうどこでもございまして、まずは地元の皆さんの御協力をいただくということが前提で進めておりますが、イリオモテヤマネコも含みます国設鳥獣保護区西表につきましては、ことしの間もなくでございますが、三月一日付で国設鳥獣保護区を設定いたすことにいたしております。

○古堅委員 時間が来ましたので多くは申し上げませんが、それなりの理由があつてなされないという経緯があります。ということは、この自然保護、鳥獣、植物などの種の保存、そういうものには、ただ単にそれを強調するということだけでは成功しないという一面がございまして、ですから、地元におけるかわりを持つものとの整合性を持つて、納得のいくように本当に今度こそ成功できる方向に思い切った施策を展開するということが大事です。専門家はみんなそのことを重視し、強調していただきます。そこらあたりも含めて施策を充実させていただくよう要望申し上げます。終わります。

○麻生委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 大臣、お疲れでございますけれども、いよいよ私で最後でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、最近報道されております問題の中で、いわゆるPKO法案について初めに大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

二月の二日ですか、大臣が民間テレビに御出演になつて、そこでの発言がきっかけになつたのか、そのときの大臣の御発言が、いわゆるPKO法案

の中からPKFについては外すということをおっしゃった、こういうふうに私も聞いております。それを踏まえてさらにきくのうですか、政府はこのPKO法案の扱いについて、PKFをPKOの中から一時見送りすることにしようかと、PKFへの参加を一時的に見送る方向でこれを国対レベルに本腰で野党交渉をやれというような取り決めになったような、先ほどの御答弁もそういう意味のように思いますが、御発言があった、またそういうことになってきている。

私は、PKOの法案の性格、重要性というものについて大臣は十分御認識なさっておられ、重要性については変わらない御意見だろうと思うのです。ただ、これを何としても成立させたい、特に一月の末、総理がニューヨークにおいて安保理サミットに御出席のとき、PKO法案の成立をなるべく早くやるという国際的な公約をなさったというのを踏まえますと、PKO法案をできるだけ早く上げた、上げるためにはまず問題のPKFを外したらいけないか、こういうふうにおとりになつて、お考えになつてそういう発言をされたのかどうか。この辺、伝わるだけでよくわかりません。昨日の決定も一体これを外すのか凍結をしよう、この点について大臣の忌憚のない御意見をぜひお聞かせいただきたい。

私も、PKOの中のPKFというのは、これは非常に重要な、それこそ根幹にかかわる大事なところではないか、こう理解しております。ただ、その出し方について必ずしも御一緒ではない点があるのですが、その一番大事な部分を凍結とか外すとか、こういうような表現で新聞に出ておるのですか、真意のほどはどういうことでござい

ますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。○渡辺(美)国務大臣 政府としては、いろいろ苦勞を重ねましてつくつたのが原案でござい。しかしながら、できることならば皆さんの政党的賛成を得られることが一番いいわけであり、いろいろな政党によってそれぞれ立場が多少違

いがございます。

そういうようなことで、自公民の方が衆議院段階で一致をいたしまして、そして御承知のように、その一方は国会承認ということ強く御主張になるようなところあればそうでないところもある、こういうようなことで折衷案として修正案がつくられたと理解をいたします。つまり修正案は、二年を経過するやうな場合はそこで見直すというところでございますから、これは実質的に二年以上になるものについては国会承認と同じであるし、二年間やつた結果よかつたか悪かつたかということに基づいてすることと実質的に、実質的ですよ、言葉はいずれにせよ、同じではないか。そういうことであれば承認ということ非常に強くおっしゃつた方も御理解が得られるものというように我々は理解をしておたわけでございます。

いよいよ参議院に参りまして、これをどうしても成立させたいというやうなことで、今国会対策委員長がいろいろと苦勞をして各党と折衝をいたしておるところでありますから、中身について私とはやかく申し上げることは差し控えたいが、原案どおりぜひとも通してもらいたいというのが、一言で言えばそれに尽きるわけであり。しかしながら、ちよつと直すことによつて多数

党がまとまるというのであればそれもよからうと思つておりますが、どういふやうに具体的にやるかは、今国会でやつておりますから、私が用捨をすることは差し控えたい。PKFを外すやうなことは考えておりません。

○和田(一)委員 大臣、改めてここでPKO法案は原案どおり通したいとおっしゃつて、ちよつと手直しをして通るならばそれは応じる、ちよつと手直しというのがどの程度かわかりませんが、しかしPKFを外すということはしない、こういうふうには明言されました。よくわかりました。あとはどういふ妥協点があるのか、手直しがあるのか、これはきょうここでは議論しないつもりでおります。

それで、今国際社会でこういったPKO活動、国連の平和維持活動に対する要請というのは、ユーゴそれからカンボジアの問題で要請があるのが現状だと思ひます。私は、先日、カンボジアへ日本・カンボジア友好議連の超党派の調査団の一員に加えていたで行つてまいりました。百聞は一見にしかずで、大変実態がよくわかつたやうな氣もいたします。しかし、非常に短期間でございましたので、まだまだこれからいろいろ勉強しなければならぬと思ひますが、押しなべて感じましたことを申し上げます。昨年来の、あの九一年十月二十三日署名のカンボジア和平協定については、お会いをいたしました要人、どの方も大変感謝をしておられました。

私もお会いいたしました方々はシアヌーク殿下であり、またカンボジア国民政府のソン・サン首相であり、またアノンペンチア・シム議長さん、こういった要人にお目にかかることができた。そういった方々のお話を聞いておりました。今和平への道が歩み始められたわけですが、私も、小さなトラブルはあるけれども伝わるやうにそれが和平を阻害するやうなものとは考えない、順調に和平への道が進んでいるという認識をそれぞれお持ちのやうでございます。しかし、それはなかなか容易ではない、そのためにはぜひ国連のUNTAACが至急に入つてもらいたい、こういう思いはそれぞれお持ちのやうでございます。順調に進んでいる中で私も感じましたのは、現地ですういった要人お一人お一人の口から今川大使の名前が出て、大変協力をしていたに感謝している、こういうお話がございました。

また同時に、向こうへ参りまして、渡辺外務大臣が外務大臣としての責務からではなくて、外務大臣になる以前に一人の政治家としてこのカンボジア問題を非常に大事にお考えになつて、そして努力をされてまいりました。まさに外交としての私は感じたわけでございます。まさに外交としてののは交渉事で非常に大変なこともありま

れども、要諦はやはりお互いに人と人との理解の上に成り立つてゐるなというのを非常に強く感じました。あわせて、今川大使が、まさに適材適所、適時にお使いいただいているなということでは大変喜んでおりました。

そういう中で、この日本へ対する感謝と同時に、これから和平と復興に向かつてカンボジアが日本に期待しているものは相当大きい、こういうことを感じたわけでございます。私はそういった方々のお話もまた細かく御報告はしたいと思ひますけれども、そういう中でこのカンボジアへのUNTAACへの対応策というものを大臣はどのようにお考えになつておられるか、お知らせをいただきたい、こう思ひます。

○渡辺(美)国務大臣 まず向こうの御要請にに応じてやることでございますが、もちろん財政的な援助というものが一つございましょう。それから、やはり現地では、日本もぜひとも人的貢献についてもできるだけ御協力願ひたいということを言つておりますので、一日も早くPKO法案を妥協をして通していただいて、一万余千人の人が出る、あの近隣諸国からも数百あるいはそれ以上の人が恐らく出るでしょう。現にタイなどはもうあそこ

の軍隊を出しまして道路工事その他危ないところで協力をしている、こういうことでございますから、そういうやうな面では人的、物的、両面の協力をやってやりたいというのが私の願望であります。○和田(一)委員 経済的援助、物的援助、それから人的貢献、人的援助、両方かなう限りやりたい、大変結構だと思ひます。今UNTAACが入る前にUNAMICという形で先遣隊が入つておりました。私もここへも参りまして、カリム団長、あるいはロンドン將軍あるいは国連から行つておられる川上次長、こういう方々ともお会いをして話をしてまいりました。押しなべてお会いした人はすべて日本への期待というものが非常に大きいことを感じました。シアヌーク殿下も、日本は非常に和平に対して

尽力してくれて感謝しているというお話の中から、ぜひ日本がUNTAACへ参加して来てくれることを希望している、こうおっしゃいました。これは日本が決めることですが、文民であれ自衛隊であれ、日本が決めれば歓迎します、こういう御発言がございました。非常に慎重な言い回しではございましたが、そういう言い回しもございました。

また、UNAMICに参りましても、やはりこのUNTAACの責任者が明石さんであり、UNAMICの次長が川上さんであり、こういうことから、日本はやってくる人ではないかな、こういう期待が強いわけなんです。今大臣がおっしゃられた経済的な貢献と人的な貢献と、両方できる限りやりたいというその人的貢献は、どのようなことをお考えになつていますか。

○渡辺(美)國務大臣 UNTAACは私はPKOそのものだと思つたのです。UNTAACというのは、したがいまして、向こうがどういふようなことを御要求されるか、御要求を待たなければならぬわけで、こちらからあれやればこれやるといふのでなくて、国連の要請といふことですから、どういふ御要求をいただけるか、そのいただけた御要求に対しては、我々とはともかく応じられるようにしておきたい。

人的貢献はできません。各国のやるべきではない。しかもカンボジア和平については、海部内閣の当時、東京で和平会議までやって一番最初にインシアチブをとってきたわけですから、それがだんだん実つてきた。国連の決議、要求、それから中国とベトナムの和解、正常化、そういうようなことから、それぞれの軍事的援助をやめるということになり、日本はインシアチブはとつたけれども、いざみんなが参加というときには金出すから人は出せませんよということでは、これはちよつと国際社会において名譽ある地位にはならぬ。ですから、分担金等も、それは二・四五%出せばいいというわけにもいかぬでしょう。それはできるだけのことはしなければならぬな、そういうよう

にも思つておりますし、ぜひとも世間並みのことはやりたいな、このように思つておるわけですが、したがって、どうしても急を要するわけですから、今から新しく組織をつくらせて訓練をさせてというようなことは何年もかかってしまう話ですから、だからそういうことでなくて、今あるものの中で人的貢献といふことになれば、自衛隊のトラック部隊もあるいは通信隊も医療班も、いろいろな食糧の補給も、工兵隊も、場合によっては、要求があればですよ、何らかの分担はしてやってみたい。そのためには、ぜひとも国会の御了解を得て、要するにみんな少しづつ譲つてもらつて、なるべく多数の党が参加をしてPKOを、UNTAACはPKOそのものですから、UNTAACに参加せよ、PKOは出すな、こう言われましても、言葉の矛盾になつてしまふわけですから、UNTAACに参加するといふことはPKOに参加するといふことですから、そういう意味でぜひともお願いしたいと思つております。

○和田(一)委員 そういった人的貢献をなさるためにはやはりこのPKO法案で、さつきおっしゃつたようにPKFを外したり凍結したりしたので、これはとてもできないと思ひます。それと、今先遣隊であるUNAMICが行きましたら、二十三国国ぐらゐ来ていたといふといひますが、きよう外務省にお伺ひしたら二十六カ国になつております。こういうお話でしたが、その国々の旗が本部に掲げてあるのです。その中にドイツの旗がございました。ドイツがどういふ格好で来ているのですかと伺ひましたら、医療関係で来ている、こういうことなんです。これは私はちよつと驚きました。よう出てきて、来ているな、そういうふうに見える形でも既に努力しているなと思つたわけですね。ただ、やはり医療関係といつても、軍医さんが三人に看護兵が一人、こういう形でしたが、それがきちつとそのUNAMICの中の一員として存在しているといふことは非常に大事だつたと思つたわけですね。そういう意味からいふと、今できることとして

何があるかといへば、そういうこともお考えいだかないといけなかな。これは自衛隊の軍医さんを使うわけにいかないといけないに方法もあろうかと思つたのですが、ただ、今おっしゃつたように、トラックであるとか通信であるとか医療であるとか、あるいは工兵隊であるとか、これは全部PKFでないといけない仕事だ、こう考えております。

一番私が感じたのは、とにかく十三年間の戦火がおさまつて、平和の道が進み始めたのですが、まだお互いの信頼関係といふのは、小競り合いがあるくらいで、まだまだ一〇〇%ではない。これも認めておられました。ただそういった、対峙していた軍が七〇%の武装削減までやり、武装も解除しようといふのは、そこに国連のPKFが存在しないといふ相互に信頼しない。国連が来ることを皆非常に期待しているのはそこなんだ。国連を信用してやりましよう、武装解除もやりましよう、平和の実を上げましよう、ただしその国連で来る人は軍服着てないだめだ。

これはやはり軍が武装解除をし、削減していこうといふときに、文民の人が来て、私ら国連の使命で来ましたと言つてやるのではなくて、そこに国連の旗を掲げた軍服がいるといふことによつて、対峙していた軍が信頼関係を持つて、そして武装解除し、削減にも応じよう、こういうことなんですといふ話を伺つて、これは非常に大事な点だつたな、こう考えました。

そういうことを考えますと、やはりこれは日本が今度貢献しよう。さつき申し上げたようにユーゴがありカンボジアがある。今、手が余っているといふわけではなくて、ユーゴ問題については北欧やカナダはそつちへ力が入るとなると、カンボジアのPKFといふのはどうしてもアジア中心のPKOが組織されてくるとなると、これは口では言つておりませんでしたが、口では言つていなかつたけれども、同じ来てくれるならアジアの先輩である日本が来てほしい、こういう思いが私には感じられた。それにこたえていくということ

が非常に大事なこれからの外交政策ではないか、こう私は思ふのですが、大臣いかがでしょうか。

○渡辺(美)國務大臣 全く同感でございます。

○和田(一)委員 きようは本場に時間が少ないのであれなんですが、カンボジアは今UNAMICがおりまして、そして来年の選挙に向かつて着々と準備を進めておりますが、それにしても、できるだけ早くUNTAACに入つてもらいたい、こう言つておりました。

入つてまず最初に考えているのは難民の帰還ではないか。難民の帰還といふことになれば、その帰還すべき定住地を確保していかなければならぬ。しかし、そういうところにはまだたくさん地雷がまかれていて、この撤去も大変な作業のようでございます。今月末から既にUNAMICでもこの作業を始める、こう言つておりました。さつき申し上げたUNAMICのメンバーでなく、タイは七百人来て地雷撤去が始まつたといふ話を聞いて、UNAMICですわと言つたら、そうじゃない、これはもう自発的に来ているんだ、こういうふうなお話も聞きました。そこでやはり、何とか早くUNTAACに来てもらつて、来年の選挙を実施して、そして憲法議会をつくつて憲法をつくつて復興に入りたい、こういうことでございまして、私も日本が果たさなければいけない責務は非常に重い、こう感じました。そういう中で現地へ行つて、まず一つこれは何とかしなければいけないと思つたのはアノンペンの大統領体制。先ほど申し上げましたが、今川大使という大変適材適所を配置されて、その下に藤原さんという、これまた現地の人以上に言葉の上手な、向こうの僧侶にわざわざ入つてまで言葉を学んだという方がおる。しかし、三人しかいない。タイでも十七、八人の要員を持っていますし、アメリカは二十人以上の体制で今アジアの一番大事なこのカンボジアへの対応をしようとしておられます。これは大臣、このままでいいかどうか。どういふふうにして対応していかなければならないか、ぜひお聞かせいただきたい。

○渡辺(美)國務大臣 これは何もやらないのなら三人でもいいかもしれませんが、積極的にカンボジアの復興を手伝おうということになれば、とてもそんな数字では足りません。したがって、何らか工夫をして、全権大使にもして、それで館員も臨時に、それはやりくりつくはずですから、あの周りにも大使館いっぱいあるわけですから、何か工夫をして、早急に体制を整えたいと考えております。

○谷野政府委員 今川大使等に非常に温かい言葉をいただきました。どうもありがとうございます。

確かに本官は大使以下三人でございまして、他方、先ほど来お話が出ておりますように急速に仕事が進んでおりますので、到底三人では急場をしのぎ得ませんので、近隣の諸国からとりあえず二名の応援出張を長期に得ております。それからJICAにもお願いいたしまして、国際協力事業団の方からも一名長期の出張を得ておりますけれども、そういう中で四人目の本官がきょう二十六日でございますから、ジャカルタの方から大変生きのいい、志の確かな若い職員がブノンペンに入る予定になっております。

いずれにいたしましても、まだまだこれでは足りませんので、早急に手当てしたいと思っております。ありがとうございます。

○和田(一)委員 時間が少ないので、最後にもう一つお聞きしたいのですが、六月下旬をめぐに東京でカンボジアの復興のための国際会議をアレンジしておられる、こういうふうになっております。今関係諸国に打診中ということでございますけれども、大変結構なことだと思います。ぜひ大臣、インシアチブをとってこれを成功させていたいただきたい、こう思うわけでございますが、この進行状況、討議の対象になるテーマ等について、どんなふうに進捗しているかをちょっとお聞かせいただきたい。

○谷野政府委員 今のところ六月下旬と思っておりますが、これはとりあえず日本側がそのように

事務的に考えておることでございますが、六月下旬をめぐに、これは閣僚レベルの会議でございますけれども、東京で支援会議を開催させていただきますかと思っております。そのために、現時点でとりあえずワシントンに課長が参りまして、今その辺の下相談をいたしております。そのために、できますれば三月、これも下旬ごろをめぐに、閣僚会議の前に下相談のために事務的な会議を、私どものレベルでございすけれども、東京でさせていただきますかと思っております。

○和田(一)委員 食糧や医療あるいは道路、インフラ、こういったものの整備等があると思うのですが、中期的な立場から、これから復興のための産業の育成等があると思いますが、私一つ感じてきて、ぜひお願いしたいと思うのは、人材の育成についての国際的な努力を、特に日本が果たせるような会議にしてみたい、こういうふうを考えておりますが、いかがでしょうか。

○川上政府委員 御指摘のようにカンボジアのこれからの復興の援助というコンテクストから見ました場合の技術協力、いわゆる御指摘の人材育成でございますが、その重要性というのは我々もつとに認識いたしております。技術協力自体は前からかなりやってきておりますけれども、今後一層力を入れてまいりたい。特にNGOなども御案内のとおりかなり現地にしておりますので、そういうNGOとの政府開発援助の連携といったようなことも考えながらやってまいりたいと思っております。

○和田(一)委員 終わります。

○麻生委員長 次に、平成四年度外務省関係予算について、その概要説明を聴取いたします。柿澤外務政務次官。

○柿澤政府委員 平成四年度外務省予算重点事項を御説明申し上げます。

平成四年度一般会計予算案において、外務省予算としては、六千二百五十五億二千四百六十二万四

千円が計上されております。これを前年度予算と比較いたしますと、七・八%の伸び率となっております。

現在、国際社会は、ソ連邦の崩壊を初め大きな変革を経験しつつあり、その中で新たな国際秩序への模索が始まっております。このような中で国連安全保障理事会非常任理事国に選ばれたことに見られること、国際社会の我が国に寄せる期待は大きく、我が国は、世界の平和と繁栄を一層確固たるものとする新しい国際的枠組みの構築のために、世界的視野に立って主体的に貢献を行っていくことが不可欠となっております。我が外交に課された使命は極めて重大であると言わざるを得ません。

このような使命を果たすためには、我が国は、これまで以上に強力な体制のもとで積極的な外交を展開していく必要があります。

かかる観点から、平成四年度においては、定員の増強、在外公館の機能強化等の外交実施体制の強化及び国際貢献の充実強化の二点を最重要事項とし、予算の強化拡充を図る所存であります。まず外交実施体制の強化であります。外務省定員につきましては、本省及び在外公館合計で百三十名の増員を図り、四年度末外務省予算定員を合計四千五百二十五名とする所存であります。

機構につきましては、本省における政策企画・調整担当官房審議官の設置並びに在外公館として在ホーチミン総領事館及び在デトロイト総領事館の新設等を行うこととしております。

在外公館の機能強化につきましては、在外公館施設等の強化及び危機管理体制の強化に要する経費として、二百二十七億四千三百万円を計上しております。前年度予算と比較いたしますと、二十一億九千万円の増加であります。

また、情報収集、分析、提供機能の強化のため、十八億四千五百万円を計上しております。

次に国際貢献の充実強化に係る予算について御説明いたします。

充・平和のための協力の強化、国際文化交流の強化、そして地球規模の問題の解決への貢献であります。

まず、政府開発援助の拡充につきましては、昭和六十六年六月に設定されたODA第四次中期目標に盛り込まれた諸施策の着実な実施を図るため、特段の配慮をいたしております。平成四年度ODA一般会計予算については、政府全体で対前年度比七・八%増の九千五百二十二億円となりました。

外務省のODA予算については見ますと、対前年度比三百三十六億円、七・五%増の四千八百八億円となっております。この予算のほとんどは贈与予算であり、ODAの質の改善に寄与するとともに、外交の円滑な推進にも重要な役割を果たすものと考えます。

このうち無償資金協力は対前年度比百五十三億円、七・二%増の二千二百七十八億円を計上しております。その内訳は、経済開発等援助費が一十八億五千五百億円、食糧増産等援助費が四百二十三億円です。また、我が国技術協力の中核たる国際協力事業団の事業費として、対前年度比七・四%増の一千四百四十一億円を計上しております。さらに、援助実施体制の強化の観点より、国際協力事業団の定員につき、三十四名の増員を図ることとしております。

次に、平和のための協力の強化であります。我が国は、国際平和の維持、確保等の政治的分野においても相応の国際的責任を果たすことが必要となっており、このため平和及び人道の分野での国際機関などによる活動の支援、ロシア連邦、東欧等の改革支援として百九十八億五千六百万円を計上しております。

次いで国際文化交流の強化であります。異なる文化間の相互交流を促進し、近年の対日関心の高まりへの積極的な対応を図るため、百七億一千六百万円を計上して国際交流基金事業の拡充強化及び文化協力の推進を図ることとしております。

さらに、地球規模の問題への対応として、環境問題、あるいは麻薬問題に対し、国際機関を通

じて積極的に貢献するため、四十九億三千四百万円を計上しております。

以上が外務省の平成四年度予算重点事項の概要であります。

○麻生委員長 以上で説明は終わりました。

○麻生委員長 次に、旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。渡辺外務大臣。

旅券法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○渡辺(美)國務大臣 ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

我が国国民の海外渡航者数は、近年の国際化傾向とも相まって平成二年には一千九十九万人を突破、平成三年は湾岸戦争というマイナス要因にもかかわらずおおむね一千万人に達しました。これに伴い旅券発給件数も恒常的に増加、年間の新規の一般旅券の発給件数は五百万件近くに及んでおります。

このため旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨脹、旅券管理事務の複雑化等の諸問題が生じてきており、その改善のため、平成元年の旅券法の改正により手続の簡素化、事務の整理、合理化を行い、国民の便宜及び行政効率の向上に努めてきていますが、平成四年十一月に機械読み取り旅券(MRP)を導入することに伴い、申請手続の簡素化と手数料の改定を行い、もって一層の国民の便宜及び行政効率の向上に資するため、及び刑罰規定中罰金刑に係る所要の規定の整備を行うため見直しを図ろうとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、一部申請に際しての提出書類の省略で

あります。

現在有効な旅券を所持する者が、その残りの有効期間(いわゆる残存有効期間)が一年未満となった場合や所持する旅券の査証欄ページに余白がなくなつたこと等の理由から旅券の切りかえをする場合に、当該有効な旅券を返納の上切りかえ発給の申請をするときは、戸籍謄(抄)本の提出を原則として省略し得ることとしたものであります。

第二は、手数料の改定であります。

一般旅券発給に係る手数料等は、昭和五十三年以降据え置かれており、その間に消費者物価については四一・九%、国家公務員の給与については人事院勧告ベースで五〇・三%とそれぞれ上昇しており、旅券の発給に係る行政コストも上昇しております。今回これらの経済事情の変動のもと、手数料の適正化を図るため、基本となる一般旅券の発給手数料につき二五%増の八千円から一万円に引き上げ、その他の手数料についてもこれに準じた引き上げを行うこととしたものであります。

第三は、罰金額の改定であります。

刑法その他の罰則法規における罰金刑の額については、経済事情の変動等を理由に既に多くの該当法律について引き上げられており、それら罰金額との整合性を保つため、旅券法の罰則規定中の罰金額の最高限度についてその額の引き上げを行うこととしたものであります。

次に施行期日であります。

この法律は、一部申請に際しての戸籍謄(抄)本の提出省略及び罰金額の改定については平成四年八月一日から、手数料の改定については平成四年十一月一日からそれぞれ施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○麻生委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

す。

次回、来る三月四日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合)は、外務大臣。以下この条において同じ。が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十條の二の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務大臣が指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

第二十條第一項中「八千円」を「一万円」に、「四千円」を「五千円」に、「千三百円」を「千六百円」に、「七百元」を「九百元」に、「六千円」を「八千円」に、「三千円」を「四千元」に、「二千円」を「二千五百円」に改める。

第二十三條中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二十條第一項の改正規定及び次項の規定は、平成四年十一月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 改正後の第二十條第一項の規定は、平成四年十一月一日以後にされる旅券又は渡航書に関する

る申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由

最近における旅券事務の増大にかんがみ、申請手続の簡素化を行い、もって国民の一層の便宜を図るとともに、最近における経済事情の推移にかんがみ、手数料の改定を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年三月五日印刷

平成四年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局